

参考資料②

他事例の比較評価項目等

1. 東京都三鷹市・調布市
2. 東京都町田市
3. 長野県佐久市

1. 東京都三鷹市・調布市

2 建設候補地の選定

2.1 建設候補地の選定結果

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会から示された答申を踏まえ、6箇所の検討対象地について建設候補地として絞り込むための14項目の相対比較項目をそれぞれ評価(3段階)検討した結果、以下のとおりとなった。

新ごみ処理施設整備基本計画素案における建設候補地は、B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)が最適と判断する。

- ・評価の結果、新ごみ処理施設整備基本計画素案における建設候補地はB地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)が最適と判断した。B地区は、 の評価が14項目中10項目と最も多く、総合的に最高得点であった。低い評価の項目については最も少なく14項目中3項目であった。低い評価の項目は、「将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性」、「住居密集割合」、「周辺諸施設との距離」であり、今後、これらのことを踏まえ、市民の健康と安全を守るための対策の強化を図っていくことが重要である。

その他の5箇所については以下のとおりである。

- ・A地区(大沢総合グラウンド)は、「土地利用の現況」、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「用地取得の実現性」、「建築物形状への制約の有無」、「周辺諸施設との距離」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」で低い評価となった。 の評価が14項目中3項目と少なく、総合的には5番目の結果となった。
- ・C地区(調布基地跡地留保地)は、「建築物形状への制約の有無」、「住居密集割合」、「周辺諸施設との距離」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「関連施設との距離」で低い評価となった。 の評価が14項目中3項目と少なく総合的には4番目の結果となった。
- ・D地区(野川公園)は、「土地利用の現況」、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「用地取得の実現性」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「収集運搬の距離」、「他市町村との距離関係」で低い評価となったが、 の評価が14項目中6項目で、総合的には2番目の結果となった。
- ・E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)は、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性」、「住居密集割合」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「収集運搬の距離」、「関連施設との距離」、「他市町村との距離関係」、「両市の位置関係」で低い評価となった。 の評価が14項目中2項目と少なく、総合的には得点が最も低く6番目の結果となった。
- ・F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))は、「土地利用の現況」、「用地取得の実現性」、「建築物形状への制約の有無」、「周辺諸施設との距離」、「収集運搬の距離」、「関連施設との距離」、「他市町村との距離関係」で低い評価となった。 の評価が14項目中6項目で、総合的には3番目の結果となった。

表 2.1 総合評価

相対比較項目		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区
土地利用の現況							
土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性							
地形・地質							
将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性							
用地取得の実現性							
建築物形状への制約の有無							
住居密集割合							
周辺諸施設との距離							
騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性							
周辺他施設における車両通行状況							
収集運搬の距離							
関連施設との距離							
他市町村との距離関係							
両市の位置関係							
個数		3	10	3	6	2	6
		5	1	6	2	4	1
	無印	6	3	5	6	8	7
得点		11	21	12	14	8	13

得点は無印：0点、：1点、：2点で算出

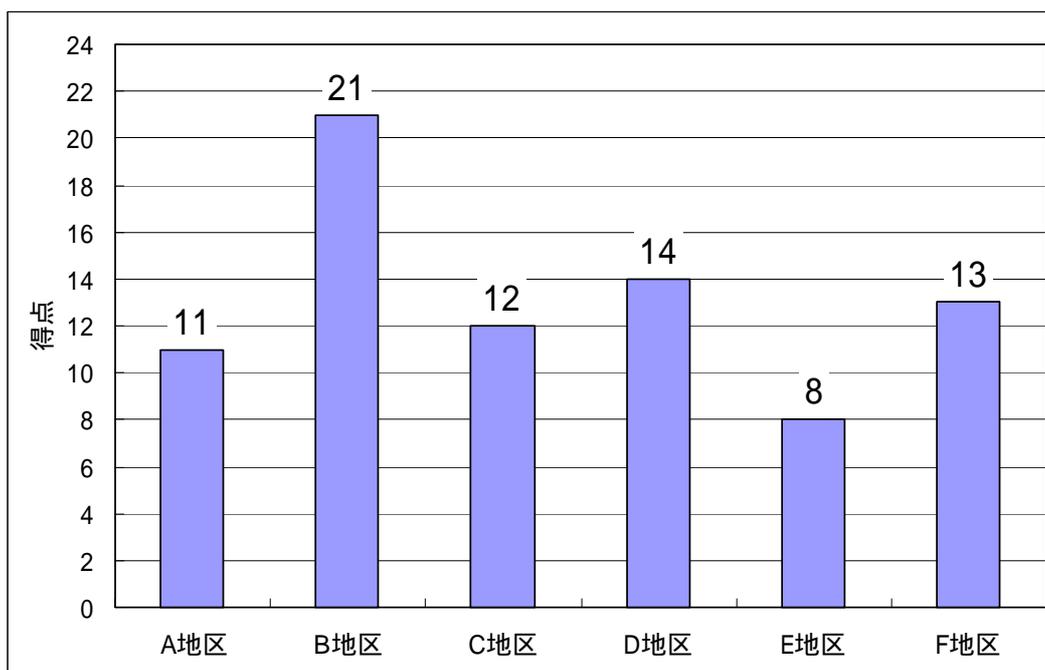


図 2.1 総合評価

2.2 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価結果

(1) 検討対象地の設定

検討委員会の答申では、以下の6つの条件から6箇所の土地を抽出している。本調査では、検討委員会の答申を踏まえ、前述した同じ6地区を「検討対象地」とする。

検討対象地の抽出項目

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

(2) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の設定

検討対象地を建設候補地として絞り込むための相対比較項目も同様に、検討委員会の答申を踏まえ、以下の14項目とする。

建設候補地として絞り込むための相対比較項目

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・建築物形状への制約の有無
- ・住居密集割合
- ・周辺諸施設との距離
- ・騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・収集運搬の距離
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・他市町村との距離関係
- ・両市の位置関係

(3) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価

建設候補地として絞り込むための相対比較項目ごとに、評価指標、評価基準の考え方、評価基準を設定し、相対比較を行う。

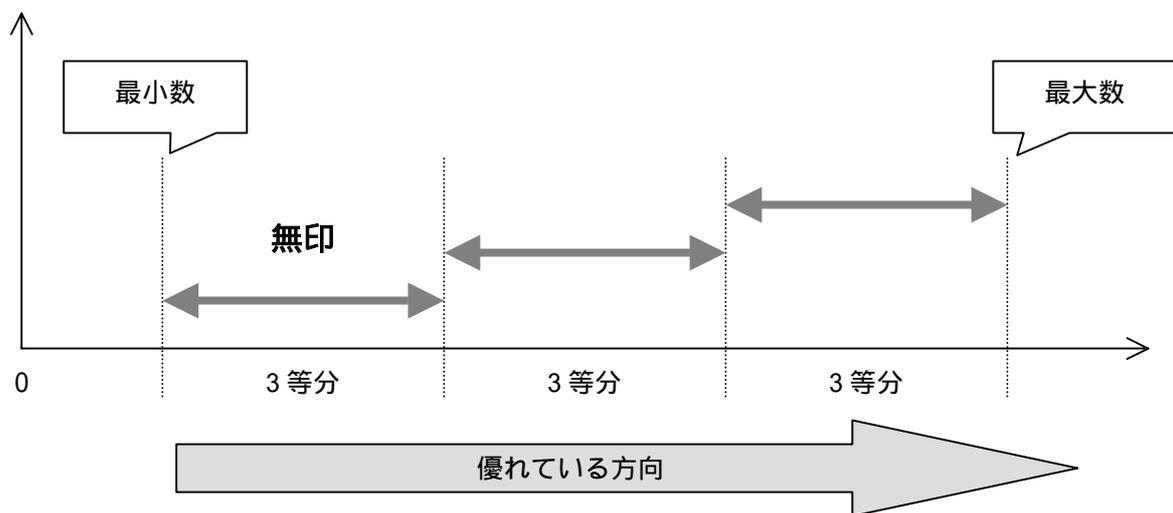
評価は、可能な限り定量的に評価ができるように整理し、相対評価による3段階評価とする。
なお、調査の前提として検討対象地を更地として各項目の調査を行っている。

参考

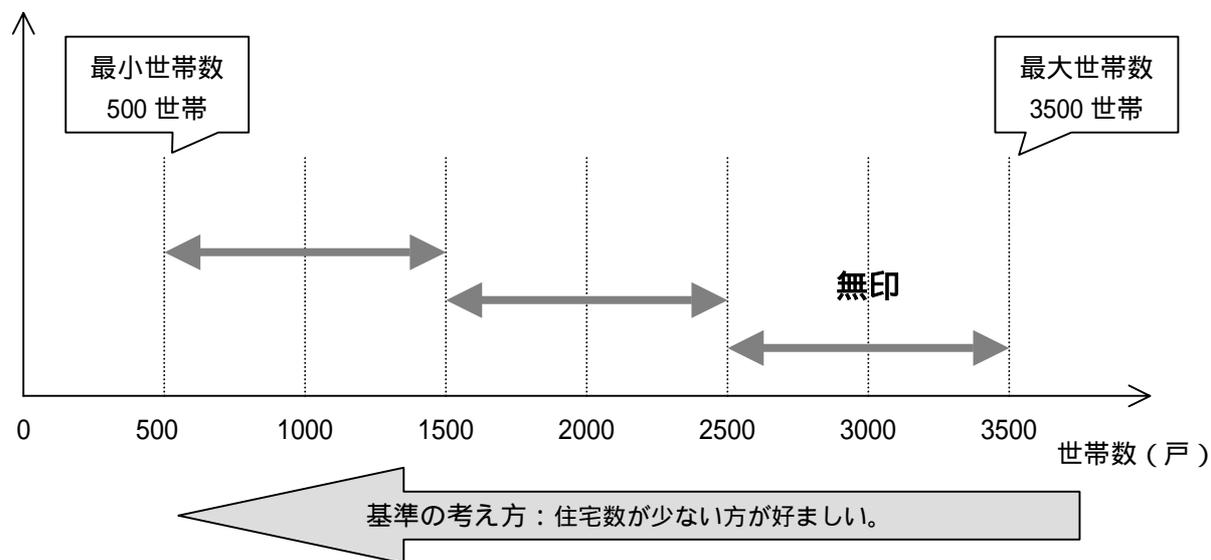
定量的に評価が可能な相対比較項目は、以下の評価基準の考え方により、評価を行っている。

評価基準の考え方

最大値と最小値の間を3等分(3段階評価のため)し、最も優れる区間を、次に優れる区間を、劣る区間を無印とする。



例 住居密集割合における評価 (P13を参照)



土地利用の現況

素案報告書の考え方		検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
			評価指標	基準の考え方
利用度の低い土地・施設が望ましい。 環境及び憩いの場確保の視点から公園・緑地は望ましくない。		・「公園、緑地」及び「利用度の高い公共施設」は、土地利用の現況に含まれる。 ・「公園、緑地は望ましくない」については、賛否両論があった。	土地利用者数 避難場所指定 状況	多くの市民が利用する土地は避けることが好ましい。 避難場所指定の土地は避けることが好ましい。
地区名	状況		評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	現在の土地利用は三鷹市と一部を調布市が使用する暫定の市民スポーツ施設である。 利用者数は年間約12万人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ²⁾ また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。		:一般市民の土地利用なし。かつ避難場所でない。 :上記、下記以外。 無印：一般市民の土地利用あり。かつ避難場所である。	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	現在の土地利用は廃棄物処理施設や事務所、駐車場となっていることから、建設は可能である。			
C地区(調布基地跡地留保地)	現在、未利用地となっている。 平成15年に国の方針が「原則保留」から「原則活用」に転換されたことに伴い、調布市は、国から概ね5年程度で土地利用計画を策定するよう要請を受けている。このため、調布市では、国や都とも協議しながら平成20年度を目途に土地利用計画を策定することとなっている。 この地に建設する場合、災害時の広域避難場所に指定されていることが大きな課題となる。			
D地区(野川公園)	現在の土地利用は広域公園である。 利用者数は年間約90万人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ²⁾ また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。			
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	現在の土地利用は野球場、テニスコート、プール等のスポーツ施設である。 利用者数は、野球場が年間約1万5千人、テニスコートが5万2千人、プールが2万9千人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ²⁾			
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	現在の土地利用は暫定の市民スポーツ施設である。 利用者数は年間約32万人であり、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ²⁾ また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。			

2) 国の方針として、人口1人当たりの公園面積を20㎡確保することを目指していることに対し、三鷹市は3.98㎡、調布市は5.19㎡となっている。

土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
土地利用規制がある地区は、建設が困難となる。 工業系の用途地域が望ましい。	-	土地利用規制	用途地域上、建設が困難な土地は避けることが好ましい。 都市公園等の施設建設に規制がある土地は避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(広域公園)であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画公園の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。	: 特に規制なし。 : 上記、下記以外。 無印: 第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(緑地)である。	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	準工業地域であり、現に廃棄物処理施設として都市計画決定しており、廃棄物処理施設の建設が可能である。		
C地区(調布基地跡地留保地)	第1種低層住居専用地域であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域の変更が必要であることから、建設は難しい。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。		
D地区(野川公園)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(広域公園)であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画公園の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画緑地であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画緑地の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。		
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	準工業地域であり、廃棄物処理施設としての都市計画決定(市決定)が必要であるが、現行法の規制内において、廃棄物処理施設の建設が可能である。		

地形・地質

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
コスト面、公害対策面から有利な地形を選ぶ。 軟弱地盤や地盤沈下の可能性がある地区を避ける。	-	地形 地質 断層・活断層	急傾斜地・くぼ地等の地形は避けることが好ましい。 軟弱な地盤や断層・活断層は避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地(立川段丘面)となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。	:地形、地質、断層・活断層に係る相对比较上で、差はなし。	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地(武蔵野段丘面)となっている。また、地質は、表層地質図では武蔵野ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		
C地区(調布基地跡地留保地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地(立川段丘面)となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		
D地区(野川公園)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地(立川段丘面)となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では低地(自然堤防)となっている。また、地質は、表層地質図では沖積層(砂礫)となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地(立川段丘面)となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		

資料：傾斜区分図、地形分類図、表層地質図は、「土地分類図(東京都)/国土庁土地局/昭和51年」より確認。

断層・活断層は「1:25000 都市圏活断層図/建設省国土地理院/平成8年9月」より確認。

将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
施設の改造、増築、建替え等に支障のない地区が望ましい。	-	確保可能面積	広い土地を確保できる方が好ましい。(4ha以上あれば、改造、増築、建替え等がいずれも可能となる。)
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。	: 4ha 以上 : 3ha 以上、4ha 未満 無印 : 2ha 以上、3ha 未満	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	現状の面積(約2.6ha)で、改造、増築が可能である。将来、建替えを行う場合は、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で行うこととなる。		
C地区(調布基地跡地留保地)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		
D地区(野川公園)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	現状の面積(約2.7ha)で、改造、増築が可能である。将来、建替えを行う場合は、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で行うこととなる。		
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		

用地取得の実現性

素案報告書の考え方		検討委員会での主な意見	評価指標の設定		
			評価指標	基準の考え方	
公共用地でも市と他の所有 で取得の実現性が異なる。		-	国や他自治体との 協議 用地取得費	国や他自治体との調整がな く、用地取得費の安価な土地 が好ましい。	
地区名	状況			評価基準	評価
A地区（大沢 総合グラウ ンド）	東京都の所有地であり、調布飛行場、下水処理場を受けるにあたって4半世紀にわたる合意形成期間を経て、平成5年に調布基地跡地対策連絡協議会（六者協）において調布基地跡地土地利用計画が決定した。利用計画では、当該地については東京都が整備する都市計画公園となっている。土地利用計画を見直す場合には、三鷹市、府中市、調布市及び都との協議が必要となる。 また、都の所有地であることから、用地取得費としての負担は大きい。 さらに、現在、スポーツ施設として活用しているため、代替のスポーツ施設の用地確保が必要となる。 以上のことから、用地の取得は難しい。			：国や他自治体との協議は必要なく、かつ新ごみ処理施設以外の用地取得費は不要である。 ：上記、下記以外。 無印：国や他自治体との協議が必要であり、かつ代替地の用地取得費もかかる。	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	両市及び両市の関係する一部事務組合の所有地であり、用地取得上の問題は無い。				
C地区（調布基地跡地留保地）	国有地であり、平成15年に国の方針が「原則留保」から「原則活用」に転換されたことに伴い、調布市は、国から概ね5年程度で土地利用計画を策定するよう要請を受けている。このため、調布市では、国や都とも協議しながら平成20年度を目途に土地利用計画を策定することとしているので、今後の検討課題となる。				
D地区（野川公園）	東京都の所有地であり、利用については、都との協議が必要となる。 都としてこれまで、都民サービスの一環として公園として整備、運営した地区である。 また、公園の代替地が必要となり、用地取得費としての負担が大きい。 以上のことから、用地の取得は難しい。				
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	調布市の所有地であるが、都市緑地として計画している。 また、スポーツ施設の代替地が必要となり、用地取得費としての負担が大きい。				
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	東京都の所有地であり、調布飛行場、下水処理場を受けるにあたって4半世紀にわたる合意形成期間を経て、平成5年に調布基地跡地対策連絡協議会（六者協）において調布基地跡地土地利用計画が決定した。利用計画では、当該地については東京都が整備する下水処理施設となっている。土地利用計画を見直す場合には、三鷹市、府中市、調布市及び都との協議が必要となる。 また、都の所有地であることから、用地取得費としての負担は大きくなる上、下水処理施設の代替地も必要となる。 さらに、下水処理施設上部には現在、暫定の市民スポーツ施設として活用している施設を設置することとしており、代替のスポーツ施設の用地確保が必要となる。 以上のことから、用地の取得は難しい。				

建築物形状への制約の有無

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定		
		評価指標	基準の考え方	
建築物の高さ、形状、配置等において制約を受けない場所が望ましい。	-	建築物形状への制約	建築物形状への制約のある土地は避けることが好ましい。	
地区名	状況		評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	航空法による高さ制限が25m～45mとなっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。		: 建築物形状への制約はない。 : 上記、下記以外。 無印: 検討対象地全域に建築物形状への制約があり、建築物の形状や配置に制約を受ける。	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	航空法による高さ制限の制約はないので建設に問題がない。			
C地区(調布基地跡地留保地)	航空法による高さ制限が10m～35mとなっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。			
D地区(野川公園)	検討対象地区内の一部において、航空法による高さ制限が25m～55mとなっている。高さ制限がある地区では、その分煙突が低くなることから排気の拡散効果が小さくなり、また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。			
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	航空法による高さ制限の制約はないので建設に問題がない。			
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	航空法による高さ制限が10m～45mとなっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。			

住居密集割合

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
-	ごみ処理施設は絶対に事故が無いとは言い切れず、周辺住居への影響を考えると評価項目に加えるべきである。	住宅の戸数 ³⁾	住宅数が少ない方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	500m円内に約1,800戸の住宅があり、比較的多い。	:(最大戸数 - 最小戸数) ÷ 3+ 最小戸数 = 1,500戸以下 : 上記、下記以外。 無印: (最大戸数 - 最小戸数) ÷ 3 × 2+最小戸数 = 2,500戸以上	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	500m円内に約3,500戸の住宅があり、最も多い。		
C地区(調布基地跡地留保地)	500m円内に約2,500戸の住宅があり、比較的多い。		
D地区(野川公園)	500m円内に約600戸の住宅が建ち並ぶ。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	500m円内に約2,500戸の住宅があり、比較的多い。		
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	500m円内に約500戸の住宅が建ち並ぶ。		

3) 住宅地図より計測。なお、集合住宅のうち、住宅地図別表で戸数が把握できるものは戸数で算出している。

周辺諸施設との距離

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
最新の技術を適用し、周辺諸施設に与える影響面での負荷を十分に抑制することが前提であることから、評価の対象外とする。	ごみ処理施設は絶対に事故が無いとは言い切れず、周辺諸施設への影響を考えると評価項目に加えるべきである。	施設数 施設までの距離（直線距離）	施設数が少なく、施設までの距離が遠い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	500m圏内には、教育施設 ⁴⁾ が3施設あり、最も近い施設までの距離は70mである。 500m圏内には、医療施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は490mである。 500m圏内には、福祉施設 ⁴⁾ が3施設あり、最も近い施設までの距離は290mである。	: 施設数:(最大数 - 最小数)÷3 + 最小数 = 3 以下 かつ 距離:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 330m 以上 : 上記、下記以外。 無印: 施設数:(最大数 - 最小数) ÷ 3 × 2 + 最小数 = 5 以上かつ 距離:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 180m 以下	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	500m圏内には、教育施設が3施設あり、最も近い施設までの距離は220mである。 500m圏内には、医療施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は490mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は50mである。		
C地区（調布基地跡地留保地）	500m圏内には、教育施設が3施設あり、最も近い施設までの距離は120mである。 500m圏内には、医療施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は280mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は110mである。		
D地区（野川公園）	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は370mである。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は170mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は360mである。		
F地区（調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地)）	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は200mである。 500m圏内には、医療施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は400mである。 500m圏内には、福祉施設が4施設あり、最も近い施設までの距離は20mである。		

4) 教育施設とは幼稚園及び小中学校を指す。福祉施設には保育園を含む。

騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
最新の公害防止技術を適用し、万全の環境保全対策を行うことから、評価の対象外とする。	最新の公害防止技術を採用しても万全とは言い切れなため、評価項目に加えるべきである。 安全を期して加えたほうが良い。	規制基準による 規制区域	規制区域の厳しい土地は、避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。	: 騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域。 : 上記、下記以外。 無印: 騒音、振動、悪臭の区域区分が全て第一種区域。	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域である。		
C地区（調布基地跡地留保地）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
D地区（野川公園）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域である。		

参考基準：「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」
 「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」
 「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」

参考

【騒音】騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 二 平成十一年東京都告示第二百五十九号により地域の類型 AA⁵⁾の該当地域として指定された地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域(第一種区域に該当する地域を除く。)、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 二 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第一種区域に接する地域であつて第一種区域の周囲三十メートル以内の地域(以下「第一特別地域」という。) 三 都市計画法第八条第一項第一号の規定による用途地域として定められていない地域であつて第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く地域
第三種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であつて第一特別地域に該当する地域を除く地域 二 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域(第一特別地域に該当する地域を除く。)のうち第二種区域(第一特別地域を除く。)に接する地域であつて第二種区域の周囲三十メートル以内の地域(以下「第二特別地域」という。) 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
第四種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。) 二 前号に掲げる地域に接する地先及び水面

5) 地域の類型 AA: 清瀬市の区域のうち松山三丁目一番、竹丘一丁目十七番、竹丘三丁目一番から三番まで及び竹丘三丁目十番の区域

【振動】振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域(第二種区域に該当する区域を除く。)
第二種区域	都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

【悪臭】悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面
第三種区域	工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

周辺他施設における車両通行状況

素案報告書の考え方		検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
			評価指標	基準の考え方
周辺地域に車両が集中する施設が少ない場所が望ましい。		-	交通集中施設からの距離（直線距離） 道路混雑度	交通集中施設から遠い方が好ましい。また、近接する道路は混雑していない方が好ましい。
地区名	状況		評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	最も近い交通集中施設 ⁶⁾ は調布駅周辺であり、直線距離で1,900m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度 ⁷⁾ は1.6となっている。		: 交通集中施設からの距離:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 2,800m 以上 かつ 混雑度:(最大 - 最小) ÷ 3 + 最小 1.2 以下 : 上記、下記以外。 無印: 交通集中施設からの距離:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 2,100m 以下 かつ 混雑度:(最大 - 最小) ÷ 3 × 2 + 最小 1.7 以上	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	最も近い交通集中施設は三鷹駅周辺であり、直線距離で2,200m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する主要地方道の平日12時間交通量は18,099台、混雑度は0.8となっている。			
C地区（調布基地跡地留保地）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で1,600m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度は1.6となっている。			
D地区（野川公園）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で3,400m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する主要地方道の平日12時間交通量は26,588台、混雑度は1.1となっている。			
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で1,500m離れている。 道路交通センサスによると、接する道路の調査は実施されていないが、搬入のためのアクセス路と想定される都道の平日12時間交通量は5,415台、混雑度は1.0となっている。			
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で2,200m離れている。 道路交通センサスによると、接する道路の調査は実施されていないが、搬入のためのアクセス路と想定される国道の平日12時間交通量は27,197台、混雑度は2.1となっており、慢性的な渋滞となっている。			

資料：平成11年度 道路交通センサス

6) 交通集中施設とは、三鷹駅周辺、調布駅周辺を指す。

7) 混雑度とは、混雑度は調査単位区間の交通容量に対する交通量の比（混雑度 = (交通量) ÷ (交通容量)）である。（社）日本道路協会の道路混雑度の解釈によると、1.0未満であると昼間12時間を通して道路が混雑することがなく円滑に走行でき、1.75を超えると慢性的な渋滞となる。

収集運搬の距離

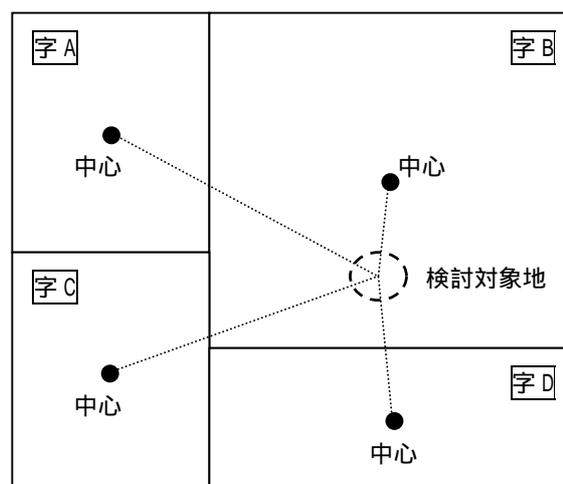
素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
環境上（収集車からの排ガス量削減等）、コスト上、収集運搬距離は短い方が望ましい。	-	収集運搬の距離（総トリップ ⁸⁾ ）	収集運搬距離は短い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	総トリップは、471,500mとなる。最も短い地区と比較すると約60,000m長くなる。	: (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 464,800m 以下 : 上記、下記以外。 無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 522,400m 以上	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	総トリップは、407,300mであり、他地区と比較し、最も短くなり、環境上、コスト上望ましい。		
C地区（調布基地跡地留保地）	総トリップは、497,700mとなる。最も短い地区と比較すると約90,000m長くなる。		
D地区（野川公園）	総トリップは、576,900mとなる。最も短い地区と比較すると約170,000m長くなる。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	総トリップは、579,900mであり、他地区と比較し、最も長くなるので、環境上、コスト上望ましくない。最も短い地区と比較すると約170,000m長くなる。		
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	総トリップは、546,600mとなる。最も短い地区と比較すると約140,000m長くなる。		

8) トリップとは、各町丁界から候補地までの距離 × 運搬回数の積算を行う。

参考

【総トリップの計測方法】

1. 字別（右図参照）の平成25年度の人口を算出。
平成25年度の将来目標人口を平成16年度の字別人口（実績）の割合で按分。
2. 平成25年度の可燃ごみ原単位（前章参照）を用いて字毎に発生するごみ量を算出。
3. 2tパッカー車で80%積載（1回当たり1.6t搬出）と想定し、各字からの搬入回数を算出。
4. 字の中心から検討対象地までの距離を計測。（右図参照）
5. (上記3)と(上記4)を乗じ、全字を積算した距離（トリップ）を算出。



【イメージ図】

図2.2 総トリップの計測方法

関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
環境上（運搬車からの排ガス量削減等）、コスト上、他の関連施設と近い方が望ましい。	-	関連施設との距離（直線距離）	関連施設との距離は、短い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	関連施設から2,800m離れている。	: (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 = 1,600m 以下 : 上記、下記以外。 無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 = 3,200 m 以上	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	関連施設に隣接しているため環境上、コスト上望ましい。		
C地区（調布基地跡地留保地）	関連施設から3,400m離れている。		
D地区（野川公園）	関連施設から2,900m離れている。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	関連施設から最も遠く、4,800m離れており、環境上、コスト上望ましくない。		
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	関連施設から3,500m離れている。		

他市町村との距離関係

素案報告書の考え方		検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
			評価指標	基準の考え方
両市及び周辺市町村における住民のコミュニティ意識が高いことから、他市町村との境界に近い場所は避けることが望ましい。		両市の住民と周辺市町村の住民のどちらにも同等の配慮が必要である。 周辺市町村にとっては他市のごみを近隣で処理することとなるため配慮が必要である。	他市町村からの距離（直線距離）	他市町村との距離は遠い方が好ましい。
地区名	状況		評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	他市から800m離れている。		: (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 1,130m 以上 : 上記、下記以外。 無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 570m 以下	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	他市から1,700mと最も離れている。			
C地区（調布基地跡地留保地）	他市から900m離れている。			
D地区（野川公園）	他市と隣接するので望ましくない。			
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	他市から300m離れている。			
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	他市と隣接するので望ましくない。			

両市の位置関係

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
両市の共同処理を進める上では、両市の境界に近い方が望ましい。	両市の中に建設するのであれば、必ずしも両市の境界にこだわることはない。各市のごみ収集車両は、できる限り他市を通行しないほうが良い。	市境からの距離 (直線距離)	両市の市境との距離は近い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	両市の市境に位置している。	:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 930m 以下 : 上記、下記以外。 無印:(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 1,870 m 以上	
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	両市の市境に位置している。		
C地区(調布基地跡地留保地)	調布市側に 600m離れている。		
D地区(野川公園)	両市の市境に位置している。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	調布市側に 2,800mと最も離れているので望ましくない。		
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	調布市側に 500m離れている。		

2. 東京都町田市

第3編 建設候補地選定

第1章 基本的な考え方

候補地選定は、町田市全域を対象に白紙の状態から検討をスタートし、より多くの皆さんに検討の内容をお知らせし、意見をいただけるように検討の初期段階から市民意見募集を行うなど、積極的な情報提供と市民意見の反映の機会を設けるよう努めた。

選定項目の決定にあたっては、各段階で市民の皆さんに意見をいただき、選定の経過とその結果が客観的基準で導かれた公平なものになるよう、見直しを重ねた。

第1節 検討概要

町田市全域を対象に都市計画に整合した熱回収施設等と資源ごみ処理施設の建設候補地を選定した。

(1) 作業の進め方

他市の事例や町田市の特性等を考慮した案を作成して市民意見募集で意見を募り、3つの選定ステップを設定した。

第一次・第二次選定の選定条件や選定結果(案)、第三次選定の評価項目や配点(案)を基に市内7箇所でご各2回意見交換会を開催するとともに意見募集を実施し、これらを参考に見直しを行った。

(2) 検討項目の概要

第一次選定では、安全性や環境保全等の観点から設定されている現状の法的制約条件や町田市の既往の土地利用計画に基づき、施設の建設ができない地域を除外した。

第二次選定では、施設を効率的に機能させるために収集・運搬の効率、地形等で候補地として不適と考えられる条件を検討した。それらを除外した地域の中から面積要件を満たした箇所を抽出した。

最終選定となる第三次選定では、選定された建設候補地について機能／維持管理、土地利用、経済性、余熱等利用、分散化の評価項目を設定し、熱回収施設等・資源ごみ処理施設の候補地に対して重視すべきものの重み付け(配点)を行った。それを基に点数付け、ランク付けを行った。

(3) 施設の分散化

一極集中ではなく、施設を分散化するために整備基本計画専門部会で検討された施設の分散ケース(第2編第3章第3節「施設の配置と分散化」)の最低必要面積を候補地選定の面積要件としている。

評価項目として熱回収施設等からの距離と資源ごみ処理施設どうしの距離を設定し、熱回収施設等ごとに2つの候補地を組み合わせた評価を行った。

(4) その他

新たに整備を予定しているバイオガス化施設やごみの資源化施設に類似した施設、また候補地に選定されたエリアは現地視察を行い、評価項目や配点の検討に反映している。

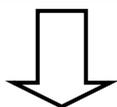
第2章 選定のながれ

2011.9～2011.11 検討

検討の進め方

他市の事例や町田市の特徴等を考慮し、選定の進め方について検討した。

参考資料「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」2006年改訂版社団法人全国都市清掃会議



2011.11～12.5 意見募集

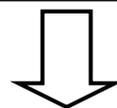
選定のプロセスや検討の基本的な考え方必要な視点について意見募集

2011.9～2012.1 検討

第一次選定

1/26 第7回委員会承認

災害に対する安全性や環境保全等の観点から設定されている現状の法的制約条件や既往の土地利用計画に基づき、施設の建設ができない地域を候補地から除外した。



2012.2.16～3.11 意見交換会(市内7箇所) 2012.2.16～3.21 意見募集

施設の建設に必要な条件、効率性等を整理し、抽出したエリア案(第二次選定項目に基づき検討対象となる地域)と、抽出された候補地比較評価(第三次選定評価項目)を行う項目について意見募集

2011.9～2012.7 検討

第二次選定

7/6 第10回委員会承認

施設を効率的に機能させるために、収集・運搬の効率、地形等で候補地として不適と考えられる条件を検討した。それらを除外した地域の中から面積要件を満たした箇所を抽出した。



2012.7.26～8.1 意見交換会(市内7箇所) 2012.7.26～8.10 意見募集

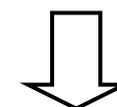
第三次選定の評価項目について意見募集

2012.6～2012.10 検討

第三次選定

10/4 第12回委員会承認

選定された建設候補地について、機能/維持管理、土地利用、経済性、余熱等利用、分散化の評価項目を設定し、熱回収施設等・資源ごみ処理施設の候補地に対して重視すべき項目の重み付け(配点)を検討した。



2012.10～2012.11 検討

検討結果報告

11/22 第13回委員会承認

第三次選定の配点に基づき点数付けされた結果をグループ分けし、熱回収施設等と資源ごみ処理施設の候補地として優位となった組み合わせを報告した。

第1節 選定の手順

・町田市全域を対象に以下の手順で行った。

	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域（浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）（洪水ハザードマップ） ②自然保護に関する地域（国立・国定公園区域、都立自然公園区域、自然環境保全地域） ③鳥獣保護に関する地域（鳥獣保護区域内の特別保護地区） ④文化財保護に関する地域（埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財） ⑤農業地域（農用地区域） ⑥森林地域（保安林） ⑦世界遺産：緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離：50m 以内（都市圏活断層図） ②湿地：湿地範囲 ③水道水源の取水地点：半径 1km 以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。（町田都市計画図） ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離：500m 以上
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配：20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。 民有地について検討する。
三次選定	(8) 評価項目の重み付け	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。また、評価項目に「市境からの距離」を追加する。
	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

※1 ① 焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設の3施設と②資源ごみ処理施設について、第一次、第二次選定までは共通の検討項目で選定を行い、第三次選定以降①と②は別々の検討項目で選定を行う。

※2 2011年10月7日より、「市民の森」と「緑地保全の森」は制度上統合された。

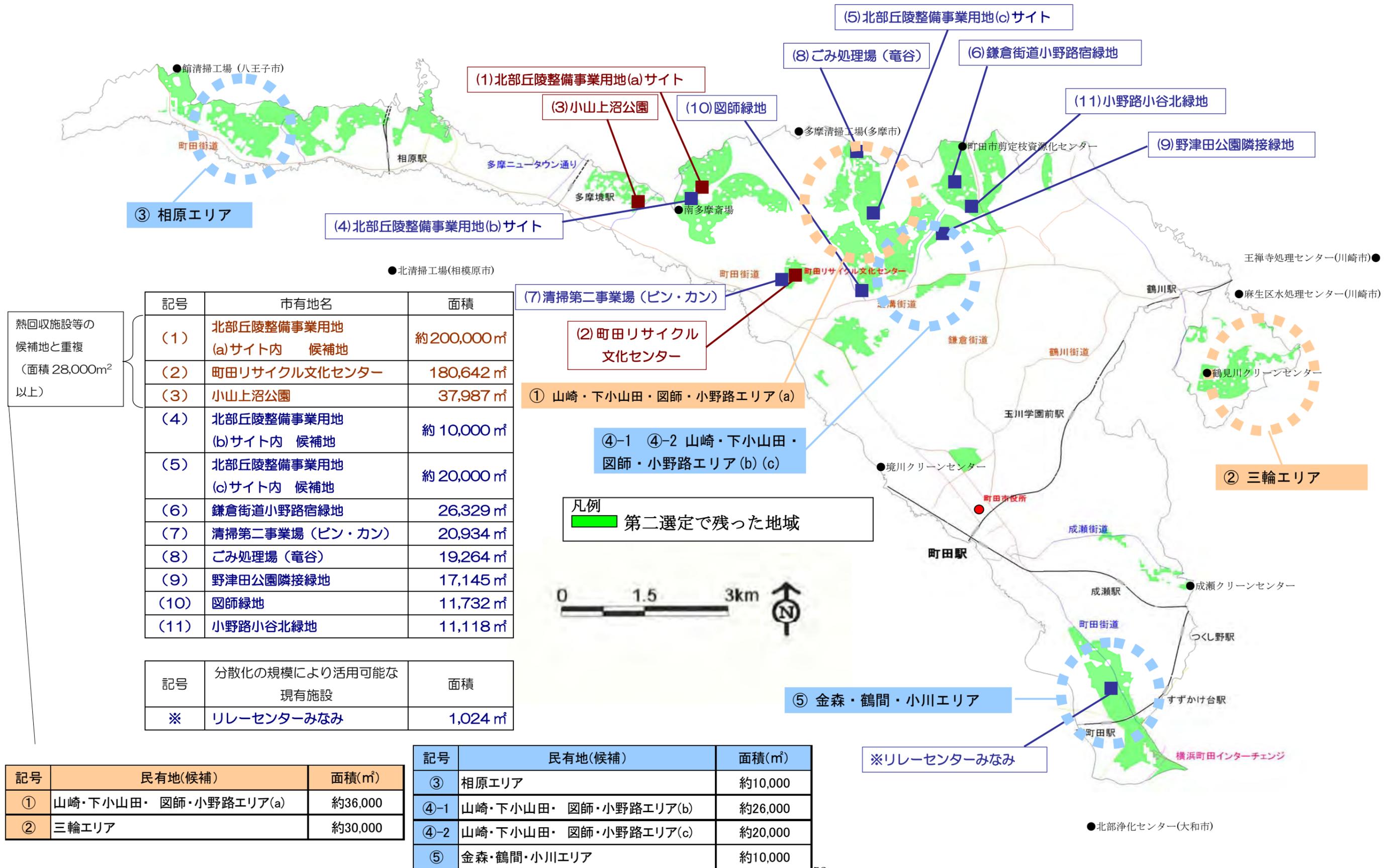
第2節 各選定段階の結果

(1) 第一次選定結果

災害に対する安全性や環境保全等の観点から設定されている現状の法的制約条件や既往の土地利用計画に基づき、施設の建設ができない地域を除外した。



(2) - 2 第二次選定結果 (資源ごみ処理施設)



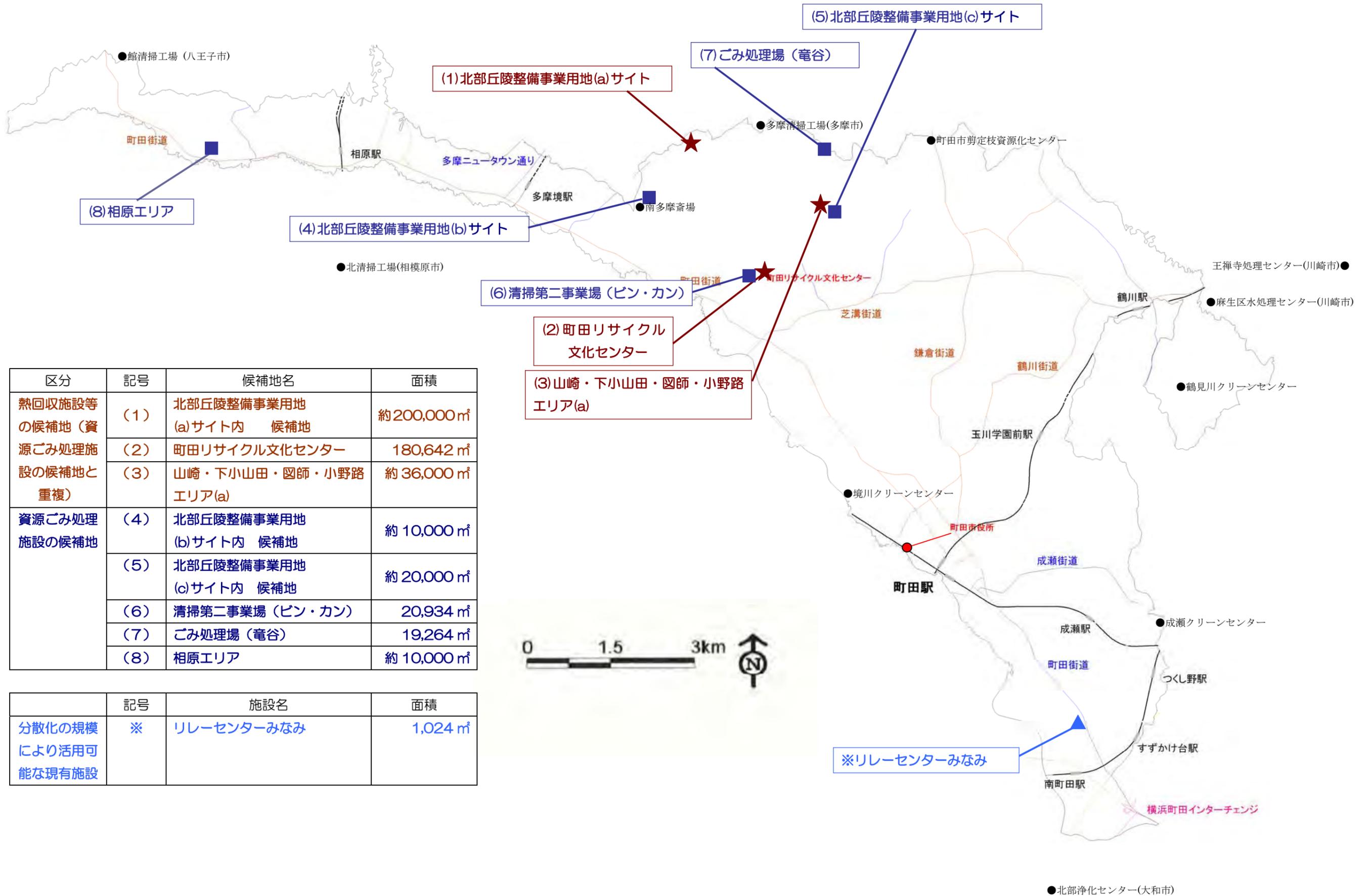
(2) - 3 第三次選定評価の前段階で除外された候補地

第三次選定の評価を行う前に、第二次選定結果において残った候補地のうち、現実的に施設整備が困難な候補地を除外した。残った候補地を以下に示す。

第二次選定結果		
↓ 以下の候補地を除外		
	除外候補地	除外理由
熱回収施設等の候補地	小山上沼公園	地区計画（住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めたもの）の対象範囲となっている。
	三輪エリア	平場面積が必要最低条件を満たさず、施設の配置ができない（急傾斜地崩壊危険箇所を含む）。
資源ごみ処理施設の候補地	鎌倉街道小野路宿緑地	平場面積が必要最低面積を満たさず、施設の配置ができない。
	野津田公園隣接緑地	
	函師緑地	
	小野路小谷北緑地	
	山崎・下小山田・函師・小野路エリア(b)	民有地で地権者の合意が得られない。
	山崎・下小山田・函師・小野路エリア(c)	
	金森・鶴間・小川エリア(c)	
	三輪エリア	施設の配置ができない。

	残った候補地
熱回収施設等の候補地 (資源ごみ処理施設の候補地と重複)	北部丘陵整備事業用地(a) サイト内 候補地
	町田リサイクル文化センター
	山崎・下小山田・函師・小野路エリア(a)
資源ごみ処理施設の候補地	北部丘陵整備事業用地(b) サイト内 候補地
	北部丘陵整備事業用地(c) サイト内 候補地
	清掃第二事業場（ビン・カン）
	ごみ処理場（竜谷）
	相原エリア
分散化の規模により活用可能な現有施設	リレーセンターみなみ

(3) 第三次選定評価を行う候補地の位置図



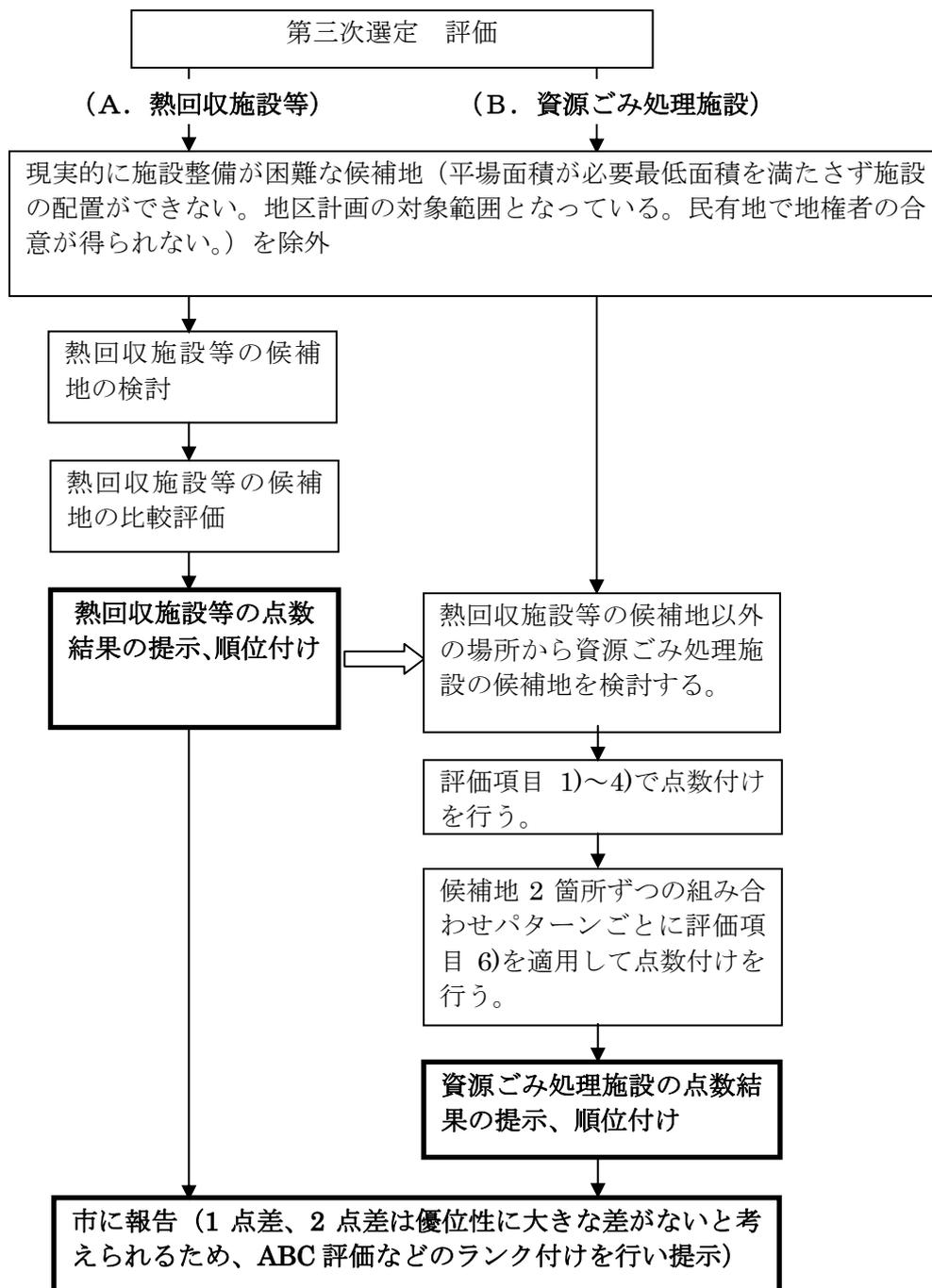
区分	記号	候補地名	面積
熱回収施設等の候補地(資源ごみ処理施設の候補地と重複)	(1)	北部丘陵整備事業用地(a)サイト内 候補地	約200,000㎡
	(2)	町田リサイクル文化センター	180,642㎡
	(3)	山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)	約36,000㎡
資源ごみ処理施設の候補地	(4)	北部丘陵整備事業用地(b)サイト内 候補地	約10,000㎡
	(5)	北部丘陵整備事業用地(c)サイト内 候補地	約20,000㎡
	(6)	清掃第二事業場(ピン・カン)	20,934㎡
	(7)	ごみ処理場(竜谷)	19,264㎡
	(8)	相原エリア	約10,000㎡

	記号	施設名	面積
分散化の規模により活用可能な現有施設	※	リレーセンターみなみ	1,024㎡

第3節 評価方法

(1) 点数付けのながれ

資源ごみ処理施設の評価項目「6)施設の分散化」を考慮した場合、第三次選定において考えられる選定フローは以下の通りである。全ての組み合わせパターンでの点数付けを行う。

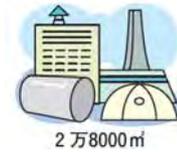


当委員会が評価結果を町田市に報告し、それを受けて町田市が候補地を最終決定する。

(2) 評価項目及び配点

評価項目		熱回収施設等（焼却及び バイオガス化施設、不 燃・粗大ごみ処理施設）		資源ごみ処理施設	
		重み付け (配点)		重み付け (配点)	
1)機能 ／維持 管理	①-1 敷地の形状	6	25	5	19
	①-2 地盤状況等	6		4	
	②開発行為や建築行為に対す る規制等	6		5	
	③収集運搬の効率	7		5	
2)環境	①緑地等の保全、希少動植物 の保全・配慮	14	26	10	22
	②水源地の保全	6		7	
	③周辺道路の整備状況	6		5	
3)土地 利用	①教育・福祉施設等への配慮	6	25	6	23
	②類似施設の状況	10		10	
	③地域住民の居住状況	8		6	
	④市境からの距離	1		1	
4) 経 済 性	①用地取得費	7	16	5	13
	②初期整備費、ライフライン 整備費	9		8	
5)余熱 等利用	①熱利用施設等、バイオガス 利用施設の有無	6	8	/	
	②バス拠点等の有無	2			
6)施設 の分散 化	①熱回収施設等からの距離	/		10	23
	②資源化施設どうしの距離			13	
合計		100		100	

第3章 選定結果



第1節 熱回収施設等

最低必要面積が 28,000 m²以上の 3 箇所が選定された。

熱回収施設等(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の建設を予定している。

検討結果は、現有施設である町田リサイクル文化センターが 2)環境、4)経済性の項目で高評価を得てA評価、他の2箇所はB評価となった。

	番号	(1)		(2)		(3)		配点						
		候補地名	北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補	町田リサイクル文化センター	山崎・下小山田・凶師・小野路エリア	面積	28,000m ² 以上	180,642m ²	約36,000m ²	所在地	上小山田町	下小山田町3160番地	小野路町665	小項目ごとの配点
		区域	市街化調整区域	準工業地域	市街化調整区域									
			点数	点数	点数									
評価項目	1)機能／維持管理	①-1敷地の形状	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	25
		①-2地盤状況等	6	6	6	4	6	6	6					
		②開発行為や建築行為に対する規制等	2	2	2	2	2	6						
		③収集運搬の効率	2	5	4	7								
	2)環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	0	11	2	14	26							
		②水源地の保全	2	3	20	2		4	6					
		③周辺道路の整備状況	0	6	0	6								
	3)土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	2	0	1	6	25							
		②類似施設の状況	10	0	10	10								
		③地域住民の居住状況	7	7	8	8								
		④市境からの距離	0	1	1	1								
	4)経済性	①用地取得費	7	7	2	7	16							
		②初期整備費、ライフライン整備費	4	4	11	3		5	9					
	5)余熱等利用	①熱利用施設、バイオガス利用施設の有無	0	6	4	6	8							
		②バス拠点等の有無	0	1	7	0		4	2					
総合得点		48	65	49	100									
ランク		B	A	B										

ランク付けの方法

点数の開きのある箇所を区切りとしてA、Bのランクに分けた。

熱回収施設等における配点結果

評価項目	番号		(1)		(2)		(3)		配点			
	候補地名		北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補地		町田リサイクル文化センター		山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)		小項目ごとの配点	大項目ごとの配点		
	面積		約 200,000 m ²		180,642 m ²		約 76,800 m ²					
	所在地		上小山田町		下小山田町 3160 番地		小野路町 665					
	区域		市街化調整区域		準工業地域		市街化調整区域					
			点数				点数				点数	
1) 機能／維持管理	①-1 敷地の形状	平場面積が必要最低面積以上確保でき、施設配置にも問題はない。	6	16	平場面積が必要最低面積以上確保でき、施設配置にも問題はない。	6	19	平場面積が必要最低面積以上確保でき、施設配置にも問題はない。	6	16	6	25
	①-2 地盤状況等	「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	6		「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	6		「表層地盤のゆれやすさ」では黄色評価	4		6	
	②開発行為や建築行為に対する規制等	都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		6	
	③収集運搬の効率	総トリップ：634,113km	2		総トリップ：461,879km	5		総トリップ：500,385km	4		7	
2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当 ・「鶴見川源流保水の森」として、NPO法人 鶴見川源流ネットワークを主体に自然環境を保全する活動が進められている。	0	2	・敷地内に一部樹林地がある。	11	20	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当	2	4	14	26
	②水源地の保全	【候補地からの距離】 ・河川：野中谷戸川 194m ・湧水：鶴見川源流の泉 424m	2		【候補地からの距離】 ・河川：馬駟川 280m ・湧水：半径 500m 以内になし	3		【候補地からの距離】 ・河川：滝沢第 1 用水 110m ・湧水：半径 500m 以内になし	2		6	
	③周辺道路の整備状況	・候補地は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0		・歩道を持つ 2 車線道路に面している。	6		・候補地は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0		6	
3) 土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：4 (八王子市立別所小学校、大妻女子大、大妻多摩中学校、大妻多摩高校) ・福祉施設：0 ・通学路：小山田小学校の通学路は 283m の距離にある。	2	19	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：3 (桜美林大学、桜美林幼稚園、図師小学校) ・福祉施設：4 (ニーズセンター花の家、特別養護老人ホーム町田誠心園、町田市大賀藕絲館、ふれあいさくら館) ・通学路：図師小学校の通学路は敷地に接している。	0	8	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：1 (日本大学第三高等学校) ・福祉施設：1 (ロイヤルライフ多摩) ・通学路：小山田小学校の通学路は 87m の距離にある。	1	20	6	25
	②類似施設の状況	【候補地からの距離】 多摩清掃工場：886m	10		【候補地からの距離】 町田市最終処分場に隣接している。	0		【候補地からの距離】 町田市最終処分場：1,523m	10		10	
	③地域住民の居住状況	人口密度：1,541 人/km ² (忠生地区上小山田町)	7		人口密度：1,755 人/km ² (忠生地区下小山田町と忠生地区図師町それぞれの人口、面積から算出)	7		人口密度：1,016 人/km ² (忠生地区下小山田町と鶴川地区小野路町それぞれの人口、面積から算出)	8		8	
	④市境からの距離	市境に隣接 (多摩市)	0		973m (相模原市)	1		734m (多摩市)	1		1	
4) 経済性	①用地取得費	0 円 (市有地のため)	7	11	0 円 (市有地のため)	7	11	用地価格：15 億 2,320 万円	2	5	7	16
	②初期整備費、ライフライン整備費	【合計】：9 億 1,624 万円 ・造成費：5 億 9,980 万円 ・進入路整備費：2 億 280 万円 ・ライフライン整備費：1 億 1,364 万円	4		【合計】：10 億 2,600 万円 ・造成費：4 億 2,290 万円 ・進入路 (立体交差) 整備費：1 億 8,510 万円 ・建物解体費：4 億円 ・ライフライン整備費：1,800 万円	4		【合計】：10 億 9,020 万円 ・造成費：9 億 5,550 万円 ・進入路整備費：8,300 万円 ・ライフライン整備費：5,170 万円	3		9	
5) 余熱等利用	①熱利用施設、バイオガス利用施設の有無	【半径 500m 以内の施設数】 ・福祉施設：0 ・病院：0 ・工場：0	0	0	【半径 500m 以内の施設数】 ・福祉施設：4 (ニーズセンター花の家、特別養護老人ホーム町田誠心園、町田市大賀藕絲館、ふれあいさくら館) ・病院：0 ・工場：0	6	7	【半径 500m 以内の施設数】 ・福祉施設：1 (ロイヤルライフ多摩) ・病院：1 (多摩丘陵病院) ・工場：0	4	4	6	8
	②バス拠点等の有無	候補地はバス路線に面していない。	0		バス路線数：3	1		候補地はバス路線に面していない。	0		2	
総合得点			48				65				49	100

第2節 資源ごみ処理施設

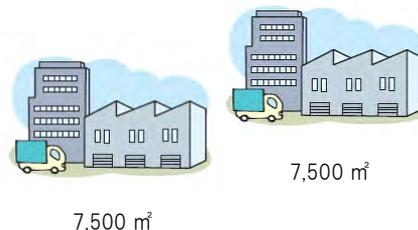
資源ごみ処理施設の候補地は、整備基本計画専門部会で検討された分散ケース(第2編第3章第3節「施設の配置と分散化」)の最低必要面積 7,500 m²を最低必要面積として選定された下記の8箇所と現有施設「リレーセンターみなみ(※)」を合わせて9箇所が選定された。

- (1) 北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補地
- (2) 町田リサイクル文化センター
- (3) 山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)
- (4) 北部丘陵整備事業用地(b)サイト内候補地
- (5) 北部丘陵整備事業用地(c)サイト内候補地
- (6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)
- (7) ごみ処理場 (竜谷)
- (8) 相原エリア

※リレーセンターみなみ：面積要件等を満たしていないが、施設の規模により既存の施設を有効利用し、施設の分散化に貢献する候補地として位置づけられた。

以下の8施設の建設を予定しており、候補地の形状に合わせて配置する。

- ① 容器包装プラスチック圧縮梱包施設
- ② カン選別処理施設
- ③ ビン選別処理施設
- ④ ペットボトル圧縮梱包施設
- ⑤ トレイ・紙パック貯留場所
- ⑥ 有害ごみ貯留場所
- ⑦ 製品プラスチック貯留場所
- ⑧ 使用済小型電子機器等貯留場所



評価項目 1)~4)は熱回収施設等の評価項目と同様だが、評価項目 6)分散化の評価は、熱回収施設等からの距離と2つの資源ごみ処理施設どうしの距離が点数付けの基準となっているため、選定された3つの熱回収施設ごとに組み合わせが可能な資源ごみ処理施設の評価を行っている。(2)と(6)、(3)と(5)はそれぞれが隣接していることより評価対象から除外した)

また候補地ごとに確保できる平場面積が異なるため配置可能な施設の組み合わせパターン数は異なる。



【建設候補地の様子】



【部会での検討風景】

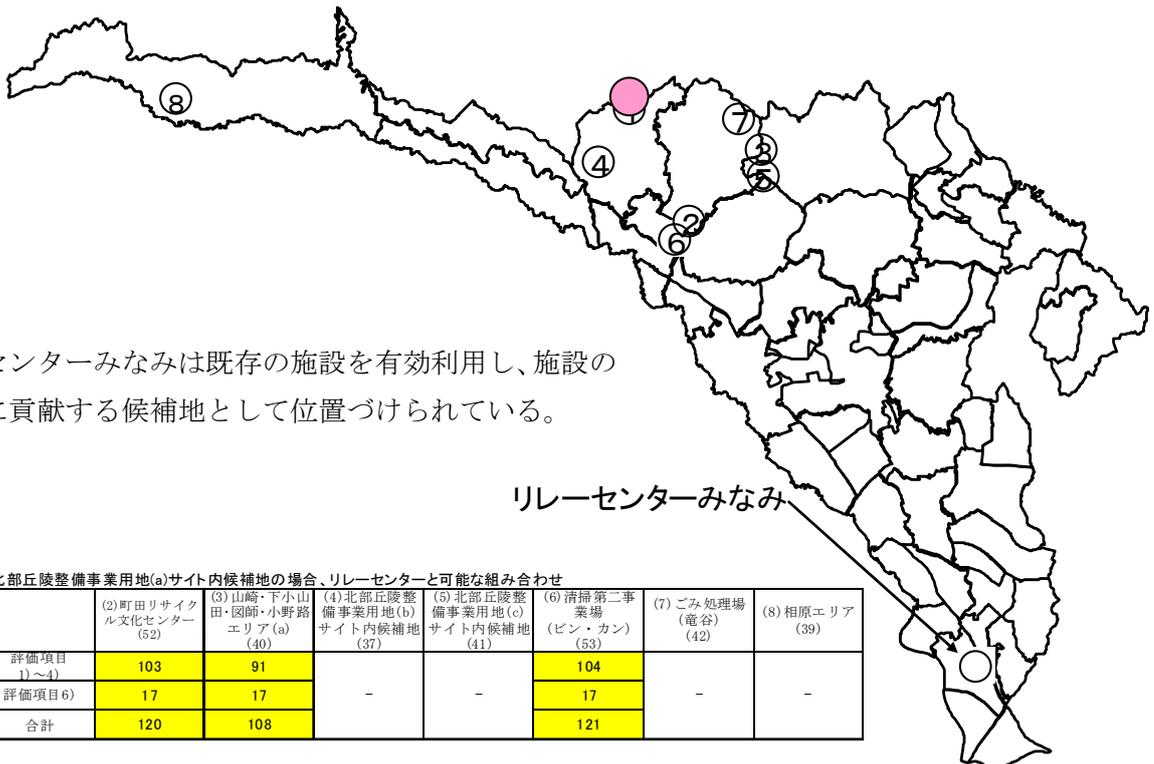


【熱回収施設等の候補地が「(1)北部丘陵整備事業用地(a)」の場合】

熱回収施設等が「(1)北部丘陵整備事業用地(a)」となった場合の資源ごみ処理施設の組み合わせは13パターンあり、評価は以下のとおりとなる。

評価項目 1)機能/維持管理 2)環境 3)土地利用 4)経済性 6)分散化

資源ごみ処理施設の組み合わせパターン		評価項目 1)~4)の点数	評価項目 6)の点数	合計	順位	ランク
(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	(8) 相原エリア	92	17	109	1	A
(2) 町田リサイクル 文化センター	(8) 相原エリア	91	17	108	2	
(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	(7) ごみ処理場 (竜谷)	95	2	97	3	B
(2) 町田リサイクル 文化センター	(7) ごみ処理場 (竜谷)	94	2	96	4	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(8) 相原エリア	79	17	96	4	
(5) 北部丘陵整備事業用地 (c)サイト内候補地	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	94	2	96	4	
(2) 町田リサイクル 文化センター	(5) 北部丘陵整備事業用地 (c)サイト内候補地	93	2	95	7	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	93	2	95	7	
(2) 町田リサイクル 文化センター	(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	92	2	94	9	
(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	90	2	92	10	
(2) 町田リサイクル 文化センター	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	89	2	91	11	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(7) ごみ処理場 (竜谷)	82	2	84	12	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	77	2	79	13	



※ リレーセンターみなみは既存の施設を有効利用し、施設の分散化に貢献する候補地として位置づけられている。

熱回収施設が(1)北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補地の場合、リレーセンターと可能な組み合わせ

		(2)町田リサイクル 文化センター (52)	(3)山崎・下小山 田・図師・小野路 エリア(a) (40)	(4)北部丘陵整 備事業用地(b) サイト内候補地 (37)	(5)北部丘陵整 備事業用地(c) サイト内候補地 (41)	(6)清掃第二事 業場 (ビン・カン) (53)	(7)ごみ処理場 (竜谷) (42)	(8)相原エリア (39)
リレーセン ターみなみ (51)	評価項目 1)~4)	103	91	-	-	104	-	-
	評価項目6)	17	17	-	-	17	-	-
	合計	120	108	-	-	121	-	-

【熱回収施設等の候補地が「(2)町田リサイクル文化センター」の場合】

熱回収施設等が「(2)町田リサイクル文化センター」となった場合の資源ごみ処理施設の組み合わせは8パターンあり、評価は以下のとおりとなる。

評価項目 1)機能/維持管理 2)環境 3)土地利用 4)経済性 6)分散化

資源ごみ処理施設の組み合わせパターン		評価項目 1)~4)の点数	評価項目 6)の点数	合計	順位	ランク
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(8) 相原エリア	82	14	96	1	A
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(8) 相原エリア	79	17	96	1	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(7) ごみ処理場 (竜谷)	85	2	87	3	B
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(5) 北部丘陵整備事業用地 (c)サイト内候補地	84	2	86	4	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	83	2	85	5	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(7) ごみ処理場 (竜谷)	82	2	84	6	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	80	2	82	7	
(3) 山崎・下小山田・図師・ 小野路エリア(a)	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	77	2	79	8	



※ リレーセンターみなみは既存の施設を有効利用し、施設の分散化に貢献する候補地として位置づけられている。

熱回収施設が(2)リサイクル文化センターの場合、リレーセンターと可能な組み合わせ

		(1) 北部丘陵整備事業用地(a) サイト内候補地 (43)	(3) 山崎・下小山田・図師・小野路 エリア(a) (40)	(4) 北部丘陵整備事業用地(b) サイト内候補地 (37)	(5) 北部丘陵整備事業用地(c) サイト内候補地 (41)	(6) 清掃第二事業場 (ピン・カン) (53)	(7) ごみ処理場 (竜谷) (42)	(8) 相原エリア (39)
リレーセンターみなみ (51)	評価項目 1)~4)	94	91			104		
	評価項目6)	17	14	-	-	14	-	-
	合計	111	105			118		

【熱回収施設等の候補地が「(3)山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)」の場合】

熱回収施設等が「(3)山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)」となった場合の資源ごみ処理施設の組み合わせは11パターンあり、評価は以下のとおりとなる。

評価項目 1)機能/維持管理 2)環境 3)土地利用 4)経済性 6)分散化

資源ごみ処理施設の組み合わせパターン		評価項目 1)~4)の点数	評価項目 6)の点数	合計	順位	ランク
(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	(8) 相原エリア	92	20	112	1	A
(2) 町田リサイクル 文化センター	(8) 相原エリア	91	17	108	2	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(8) 相原エリア	82	17	99	3	B
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	96	2	98	4	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(2) 町田リサイクル 文化センター	95	2	97	5	
(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	(7) ごみ処理場 (竜谷)	95	0	95	6	
(2) 町田リサイクル 文化センター	(7) ごみ処理場 (竜谷)	94	0	94	7	
(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	90	2	92	8	
(2) 町田リサイクル 文化センター	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	89	2	91	9	
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(7) ごみ処理場 (竜谷)	85	0	85	10	C
(1) 北部丘陵整備事業用地 (a)サイト内候補地	(4) 北部丘陵整備事業用地 (b)サイト内候補地	80	2	82	11	



※ リレーセンターみなみは既存の施設を有効利用し、施設の分散化に貢献する候補地として位置づけられている。

熱回収施設が(3)山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)の場合、リレーセンターと可能な組み合わせ

		(1) 北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補地 (43)	(2) 町田リサイクル文化センター (52)	(4) 北部丘陵整備事業用地(b)サイト内候補地 (37)	(5) 北部丘陵整備事業用地(c)サイト内候補地 (41)	(6) 清掃第二事業場 (ビン・カン) (53)	(7) ごみ処理場 (竜谷) (42)	(8) 相原エリア (39)
リレーセンターみなみ (51)	評価項目 1)~4)	94	103	-	-	104	-	-
	評価項目 6)	17	14	-	-	14	-	-
	合計	111	117	-	-	118	-	-

資源ごみ処理施設における配点結果(「6)施設の分散化」を除く)

	番号	(1)		(2)		(3)		配点					
		候補地名	北部丘陵整備事業用地(a)サイト内候補地	町田リサイクル文化センター	山崎・下小山田・図師・小野路エリア(a)	小項目ごとの配点	大項目ごとの配点						
	面積	約 200,000 m ²		180,642 m ²		約 76,800 m ²							
	所在地	上小山田町		下小山田町 3160 番地		小野路町 665							
	区域	市街化調整区域		準工業地域		市街化調整区域							
			点数		点数		点数						
評価項目	1) 機能／維持管理	①-1 敷地の形状	平場面積が 11,700m ² 以上	5	14	平場面積が 11,700m ² 以上	5	16	平場面積が 11,700m ² 以上	5	13	5	19
		①-2 地盤状況等	「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4		「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4		「表層地盤のゆれやすさ」では黄色評価	2		4	
		②開発行為や建築行為に対する規制等	都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		5	
		③収集運搬の効率	総トリップ：634,113km	3		総トリップ：461,879km	5		総トリップ：500,3855km	4		5	
	2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当 ・「鶴見川源流保水の森」として、NPO 法人 鶴見川源流ネットワークを主体に自然環境を保全する活動が進められている。	0	1	・敷地の一部が樹林地に該当するが、施設を配置する場所は樹林地に影響を及ぼさない。	10	17	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当	1	2	10	22
		②水源地の保全	【候補地からの距離】 ・河川：野中谷戸川 194m ・湧水：鶴見川源流の泉 424m	1		【候補地からの距離】 ・河川：馬駈川 280m ・湧水：半径 500m 以内になし	2		【候補地からの距離】 ・河川：滝沢第 1 用水 110m ・湧水：半径 500m 以内になし	1		7	
		③周辺道路の整備状況	・候補地は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0		・歩道を持つ 2 車線道路に面している。	5		・候補地は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0		5	
	3) 土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：4 (八王子市立別所小学校、大妻女子大、大妻多摩中学校、大妻多摩高校) ・福祉施設：0 ・通学路：小山田小学校の通学路は 283m の距離にある。	1	17	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：3 (桜美林大学、桜美林幼稚園、図師小学校) ・福祉施設：4 (ニーズセンター花の家、特別養護老人ホーム町田誠心園、町田市大賀藕絲館、ふれあいさくら館) ・通学路：図師小学校の通学路は敷地に接している。	0	7	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：1 (日本大学第三高等学校) ・福祉施設：1 (ロイヤルライフ多摩) ・通学路：小山田小学校の通学路は半径 87m の距離にある。	0	17	6	23
		②類似施設の状況	【候補地からの距離】 多摩清掃工場：886m	10		【候補地からの距離】 町田市最終処分場に隣接している。	0		【候補地からの距離】 町田市廃棄物最終処分場：1,523m	10		10	
		③地域住民の居住状況	人口密度：1,541 人/km ² (忠生地区上小山田町)	6		人口密度：1,755 人/km ² (忠生地区下小山田町と忠生地区図師町それぞれの人口、面積から算出)	6		人口密度：1,016 人/km ² (忠生地区下小山田町と鶴川地区小野路町それぞれの人口、面積から算出)	6		6	
		④市境からの距離	市境に隣接 (多摩市)	0		973m (相模原市)	1		734m (多摩市)	1		1	
	4) 経済性	①用地取得費	0 円 (市有地のため)	5	11	0 円 (市有地のため)	5	12	用地価格：5 億 4,178 万円	2	8	5	13
②初期整備費、ライフライン整備費		【合計】：6 億 434 万円 ・造成費：3 億 2,390 万円 ・進入路整備費：2 億 280 万円 ・ライフライン整備費：7,764 万円	6	【合計】：4 億 5,790 万円 ・造成費：1,680 万円 ・進入路(立体交差)整備費：1 億 9,110 万円 ・建物解体費：2 億 5,000 万円 ・ライフライン整備費：0 円		7	【合計】：7 億 1,140 万円 ・造成費：6 億 2,370 万円 ・進入路整備費：8,300 万円 ・ライフライン整備費：470 万円		6	8			
総合得点			43		52		40		77				

※「6)分散化」の項目を加味すると、合計が 100 点満点になる。

	番号	(4)		(5)		(6)		配点						
		候補地名		北部丘陵整備事業用地(b)サイト内候補地		北部丘陵整備事業用地(c)サイト内候補地		清掃第二事業場(ビン・カン)						
		面積		約 10,000 m ²		約 20,000 m ²		20,934 m ²						
		所在地		上小山田町 2136 番地 他		小野路町 1176 番地 他		下小山田町 3267 番地						
		区域		市街化調整区域		市街化調整区域		準工業地域						
		点数		点数		点数		小項目ごとの配点	大項目ごとの配点					
評価項目	1) 機能／維持管理	①-1 敷地の形状	平場面積は 7,500m ²	1	8	平場面積は 7,500m ²	1	12	平場面積が 11,700m ² 以上	5	16	5	19	
		①-2 地盤状況等	「表層地盤のゆれやすさ」では黄色評価	2		「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4		「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4		4		
		②開発行為や建築行為に対する規制等	都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		都市計画決定が必要である。	2		5		
		③収集運搬の効率	総トリップ：606,402km	3		総トリップ：488,544km	5		総トリップ：470,623km	5		5		
	2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	・「水と緑の拠点」に該当	4	5	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当 ・NPO 法人まちだ結の里を中心として、里山保全活動が行われている。	0	0	・敷地が「樹林地」「水と緑の拠点」「保全候補地」「市民の森」「緑地保全の森」のいずれにも該当しない。	10	17	10	22	
		②水源地の保全	【候補地からの距離】 ・河川：小山田川 95m ・湧水：鶴見川源流の泉 421m	0		【候補地からの距離】 ・河川：竜沢第 1 用水 87m ・湧水：310m	0		0	【候補地からの距離】 ・河川：馬駟川 296m ・湧水：半径 500m 以内になし		2		7
		③周辺道路の整備状況	・歩道を持たない一車線道路に面している。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	1		・候補地は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0		0	・歩道を持つ 2 車線道路に面している。		5		5
	3) 土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：0 ・福祉施設：2 (竹清会老人ホーム花美郷、老人ホーム美郷) ・通学路：小山田小学校の通学路とは半径 328m 離れている。	3	13	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：1(日本大学第三高校) ・福祉施設：0 ・通学路：図師小学校の通学路とは 16m 離れている。	0	17	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：6 (桜美林大学、桜美林高校、桜美林中学校、桜美林幼稚園、小山田中学校、桜台保育園) ・福祉施設：4 (ニーズセンター花の家、特別養護老人ホーム町田誠心園、町田市大賀藕絲館、ふれあいさくら館) ・通学路：図師小学校の通学路は敷地に接している。	0	7	6	23	
		②類似施設の状況	【候補地からの距離】 南多摩斎場：254m	4		【候補地からの距離】 町田市最終処分場：1,373m	10		0	10				
		③地域住民の居住状況	人口密度：1,541 人/km ² (忠生地区上小山田町)	6		人口密度：1,016 人/km ² (忠生地区下小山田町と鶴川地区小野路町それぞれの人口、面積から算出)	6		6	6				
		④市境からの距離	239m (八王子市)	0		1,017m (多摩市)	1		1	1				
	4) 経済性	①用地取得費	0 円 (市有地のため)	5	11	0 円 (市有地のため)	5	12	0 円 (市有地のため)	5	13	5	13	
		②初期整備費、ライフライン整備費	【合計】：6 億 3,742 万円 ・造成費：5 億 2,930 万円 ・進入路整備費：7,230 万円 ・ライフライン整備費：3,582 万円	6		【合計】：5 億 1,236 万円 ・造成費：4 億 6,540 万円 ・進入路整備費：4,000 万円 ・ライフライン整備費：696 万円	7		8	8				
	総合得点			37		41		53		77				

※「(6)分散化」の項目を加味すると、合計が 100 点満点になる。

	番号	(7)	(8)	※							
	候補地名	ごみ処理場(竜谷)	相原エリア	リレーセンターみなみ							
	面積	19,264 m ²	約 10,000 m ²	1,024 m ²							
	所在地	下小山田町 1451、1457、1458 番地	相原町 3881	鶴間 467-5							
	区域	市街化調整区域	市街化調整区域	準工業地域							
		点数	点数	点数							
1) 機能 ／維持 管理	①-1 敷地の形状	平場面積が必要最低面積を満たさないが、施設の配置は可能である。しかし施設配置に余裕がなく、付帯機能を十分に設置できない。	0	10	平場面積が必要最低面積を満たさないが、施設の配置は可能である。しかし施設配置に余裕がなく、付帯機能を十分に設置できない。	0	6	—	11	5	19
	①-2 地盤状況等	「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4	10	「表層地盤のゆれやすさ」では黄緑色評価	4	6	4	11	4	
	②開発行為や建築行為に対する規制等	都市計画決定が必要である。	2	10	都市計画決定が必要である。	2	6	2	11	5	
	③収集運搬の効率	総トリップ：548,903km	4	10	総トリップ：1,117,804km	0	6	5	11	5	
2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	・「水と緑の拠点」「保全候補地」に該当	1	3	・敷地が一部樹林地に該当	7	8	10	16	10	22
	②水源地の保全	【候補地からの距離】 ・河川：大沢川 251m ・湧水：半径 500m 以内になし	2	3	【候補地からの距離】 ・河川：根岸川島堰用水 67m ・湧水：193m	0	8	5	16	7	
	③周辺道路の整備状況	・候補地の北側は歩道を持つ 2 車線道路に面しているが、候補地内の傾斜が急であるため、施設配置予定場所から敷地北側の道路に抜けられない。 ・候補地の南側は道路に面していない。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	0	3	・候補地は歩道を持たない 1 車線道路に面している。 ・候補地に面するような形で道路整備が行われる予定はない。	1	8	1	16	5	
3) 土地 利用	①教育・福祉施設等への配慮	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：1 (こころ保育園) ・福祉施設：1 (ロイヤルライフ多摩) ・通学路：小山田小学校の通学路は 26m の距離にある。	0	16	【半径 500m 以内の施設数】 ・教育施設：4 (武蔵岡中学校、大戸小学校、広田小学校(相模原市)、東京家政学院大学) ・福祉施設：1 (デイサービス相原やまゆり) ・通学路：大戸小学校の通学路が敷地に隣接している。	0	14	0	11	6	23
	②類似施設の状況	【候補地からの距離】 多摩清掃工場：1,215m	10	16	【候補地からの距離】 館清掃工場：1,865m	10	14	10	11	10	
	③地域住民の居住状況	人口密度：1,001 人/km ² (忠生地区下小山田町)	6	16	人口密度：2,212 人/km ² (塚地区相原町)	4	14	0	11	6	
	④市境からの距離	市境に隣接(多摩市)	0	16	174m(相模原市)	0	14	1	11	1	
4) 経済 性	①用地取得費	0 円(市有地のため)	5	13	用地価格：3 億 5,864 万円	3	11	5	13	5	13
	②初期整備費、ライフライン整備費	【合計】：1 億 5,650 万円 ・造成費：1 億 760 万円 ・進入路整備費：3,600 万円 ・ライフライン整備費：1,290 万円	8	13	【合計】：2 億 1,016 万円 ・造成費：1 億 6,580 万円 ・進入路整備費：3,520 万円 ・ライフライン整備費：916 万円	8	11	8	13	8	
総合得点			42			39				51	77

※「6)分散化」の項目を加味すると、合計が 100 点満点になる。

3. 長野県佐久市

第4節 建設候補地の選定

4-1 選定の進め方

建設候補地の選定は以下の手順により進めました。

◆ 施設の整備概要を理解

佐久市が計画を進めている新ごみ焼却施設の整備概要について、市から説明を受けるとともに、ごみ焼却施設の見学を行い、施設の構造、運営等について、理解を深めました。

- ・ 見学施設 東山クリーンセンター（中野市）
佐久クリーンセンター（佐久市）

◆ 候補地の現況を把握

3地区の候補地を踏査し、交通アクセス、地形、周辺集落等、地理的な現況を把握しました。

◆ 応募申請地区の状況を把握

応募申請者へのヒアリング及び意見交換を行い、応募申請に至った経過等について状況を把握しました。

◆ 候補地の資格判定を実施

応募申請された候補地について、建設候補地としての基本的条件を満たしているか資格判定項目、資格判定基準を設定し、それに基づく資格判定を実施しました。

◆ 候補地の適性評価を実施

資格判定の結果、「適」と判定された候補地について、建設候補地としての適性を測るため、評価項目、評価基準、配点(重要度を勘案し、重み付け)を設定し、点数評価を実施するとともに、合意形成に係る評価で点数評価になじまない項目について、記述(定性)評価を行い、総合的な評価結果を取りまとめました。

4-1-1 資格判定・適性評価 手順

建設候補地の資格判定、適性評価についての手順は以下のとおりです。

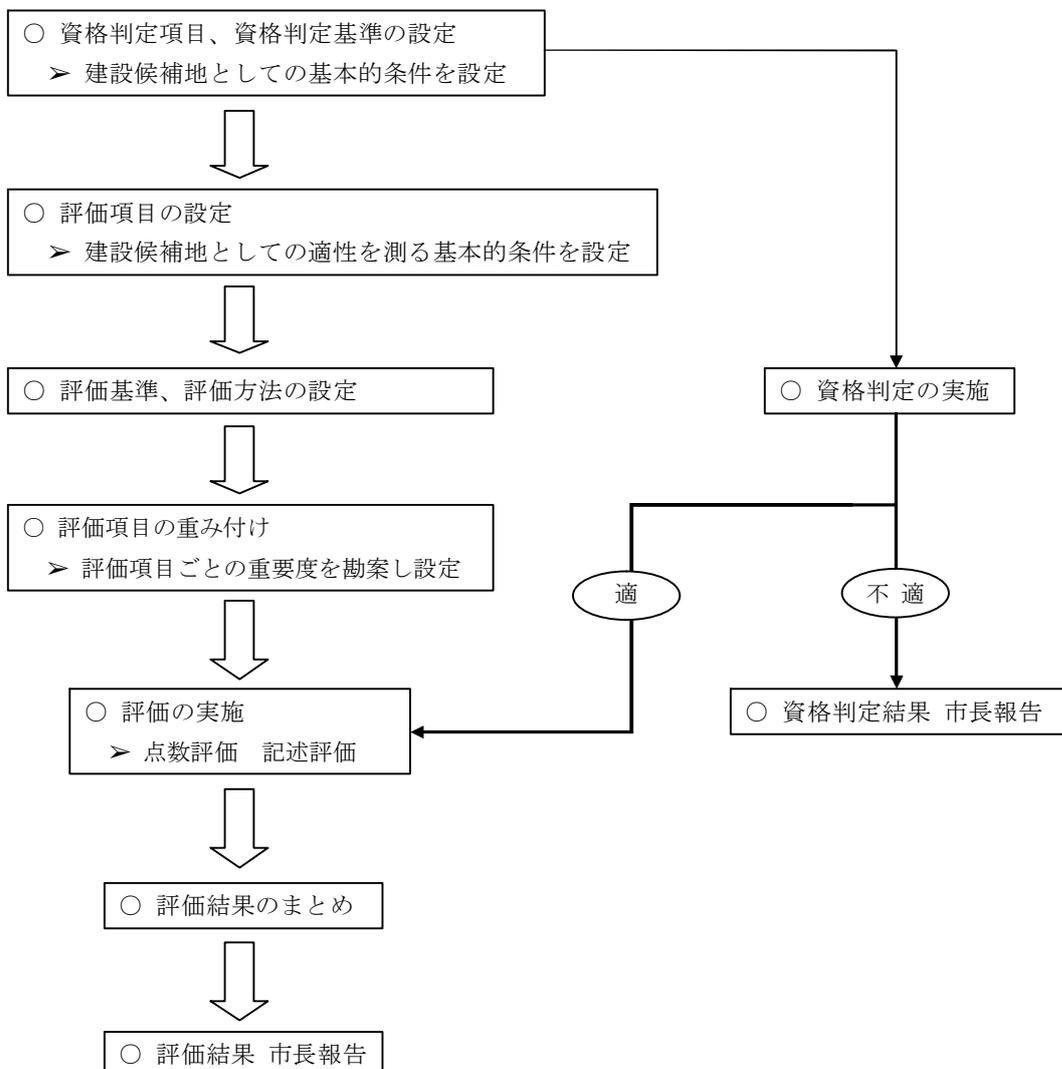
まず、建設候補地としての基本的条件を設定したうえで、資格判定を実施しました。

その結果、資格判定項目の資格判定基準をすべて満たしており、「適」と判定された候補地については、次の段階となる適性評価を行いました。

一方、資格判定項目の一つでも資格判定基準を満たすことができず「不適」と判定された候補地については、以降の適性評価対象から除外しました。

適性評価にあたっては、客観的に評価が行えるよう、点数付けによる評価を基本としましたが、合意形成に係る評価は点数付けが困難な項目もあることから、点数評価のみによらず、一部の項目について記述評価を取り入れ、点数評価、記述(定性)評価、双方の評価結果を基に、総合的な順位付けを行いました。

◇ 資格判定・適性評価 フロー図



4-2 建設候補地の資格判定

4-2-1 資格判定項目・基準

応募申請された3地区の候補地について、建設候補地としての基本的条件を満たしているか、資格判定を行うため、土地利用、環境保全、災害防止、合意形成の4つの視点に基づき、10の資格判定項目及び32の確認項目を設定しました。

なお、法規制に関する項目については、規制の強弱があることから、回避すべきものであるかとの視点で判断することとしました。

(1) 土地利用

資格判定項目	資格判定基準	設定理由
有効敷地面積の確保	有効敷地面積として1.6ha以上が確保できること	敷地面積が狭小の場合、敷地の外、必要となる施設内の車両動線、駐車場、緑地の計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が必要
平坦地の確保	概ね90m×60mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること	土地が不整形の場合、利用可能な面積が限定され、施設計画に支障が出るため、一定以上の規模が確保できる平坦地が必要
造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること	除去が困難な構造物等がある場合、施設計画に支障が出るため、支障物の有無、又は支障物がある場合、回避、若しくは除去の可否の確認が必要
ライフラインの確保	上水道は概ね130t以上/日量を確保できること (表流水・地下水の利用が可能な場合はその水量を含む)	ごみ焼却施設は大量の水及び高圧電力を必要とするため、上水道及び電力の供給見込みの確認が必要
	高圧受電(6,600V)が確保できること	
アクセス道路の確保	2車線(幅員7m)以上のアクセス道路が確保できること	ごみ焼却施設は清掃車両が短時間に集中するとともに、大型車両の出入りもあるため、2車線以上の道路が整備されているか、又は今後、整備が可能か、確認が必要

(2) 環境保全

資格判定項目	資格判定基準	設定理由
法規制	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、保安林、鳥獣保護区、水道水源保全地区に指定されていないこと	自然環境保全地域等に指定されている場合、開発が困難なため、自然環境保全関係法令による地域等に指定されていない確認が必要
希少動植物の存在	候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと	希少な動物の営巣地及び植物の群落への立地を避けるため、希少な動植物の営巣及び植生が確認されないことが必要

(3) 災害防止

資格判定項目	資格判定基準	設定理由
法規制	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、重要水防区域（想定氾濫区域）に指定されていないこと	災害の危険性が高い場所への立地を避けるため、防災関係の法令による地域等に指定されていない確認が必要
活断層の有無	候補地は活断層上にないことを文献資料により確認すること	災害の危険性が高い場所への立地を避けるため、活断層有無の確認が必要

(4) 合意形成

資格判定項目	資格判定基準	設定理由
地権者の理解	地権者が同意、又は同意が見込まれること	一定以上の敷地面積の確保が必要のため地権者の同意、又は同意が見込まれるか確認が必要

4-2-2 資格判定結果

応募申請された3地区の候補地について、10の資格判定項目及び32の確認項目に基づき、各種資料により資格判定を行った結果、下表のとおり平根地区舟ヶ沢地籍、内山地区西和田地籍は、すべての資格判定項目が「適」であるため、資格判定結果は、「適」の判定になりました。

猿久保地区仲田地籍は、土地利用の視点の「有効敷地面積の確保」「平坦地の確保」合意形成の視点の「地権者の理解」の資格判定項目が「不適」であるため、資格判定結果は「不適」の判定になりました。

◆ 資格判定結果表

視 点	資 格 判 定 項 目		平根地区 舟ヶ沢地籍	内山地区 西和田地籍	猿久保地区 仲田地籍
土 地 利 用	1-1	有効敷地面積の確保	適	適	不適
	1-2	平坦地の確保	適	適	不適
	1-3	造成空間の確保	適	適	適
	1-4	ライフラインの確保	適	適	適
	1-5	アクセス道路の確保	適	適	適
環 境 保 全	2-1	法 規 制	適	適	適
	2-2	希少動植物の存在	適	適	適
災 害 防 止	3-1	法 規 制	適	適	適
	3-2	活断層の有無	適	適	適
合 意 形 成	4-1	地権者の理解	適	適	不適
資 格 判 定 結 果			適	適	不適

4-3 建設候補地の適性評価（点数評価、記述評価、総合評価）

資格判定の結果、「適」と判定された平根地区舟ヶ沢地籍、内山地区西和田地籍の候補地について、建設候補地としての適性を測るため、土地利用、環境保全、防災性、経済性、合意形成の5つの視点に基づき点数付けによる評価に加え、合意形成の定性的な評価を記述により行い、総合的に評価が高い候補地を上位とすることとしました。

なお、合意形成を評価の対象とすることについては、慎重な検討が求められるところですが、事業成立の基本であることから、合意形成過程など、客観的な評価が可能な範囲で評価の対象とすることとし、点数評価になじまない項目を記述評価として、加えたものです。

4-3-1 評価項目・基準

◆ 点数評価

資格判定結果で「適」と判定された候補地について、建設候補地としての適性を点数付けにより評価を行うため、土地利用、環境保全、防災性、経済性、合意形成の5つの視点に基づき、19の評価項目及び29の評価基準を設定しました。

(1) 土地利用

評価項目	評価基準	設定理由
地質	地質図等の分析により地盤改良等、特殊基礎工事の必要性を判断	地盤の地質により施設建設の際、地盤改良等、特殊な基礎工事が必要となるなど、スケジュールや工事費に関係するため
許認可等	都市計画区域 用途地域指定の有無	法令に係る許認可等の容易性は、事業スケジュールに関係するため
	農業振興地域 農用地区域指定の有無	
	その他法令に係る 許認可等の有無	

(2) 環境保全

評価項目	評価基準	設定理由
水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離(候補地から500m以内)	水源及び湧水は、その保全等が事業に影響するため
	敷地内における湧水所在の有無	
希少動植物	希少動植物の現地踏査状況	事業にあたり希少な動植物の生息・生育への影響に配慮が必要なため
幹線道路	幹線道路の整備状況	幹線道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞の緩和など、周辺住民の生活環境への負荷に関係するため

運搬距離	平均運搬距離(ごみ収集地域から候補地までの運搬距離に各地域ごとの人口を乗じた総和を総人口で割る)	運搬距離は、ごみ運搬での二酸化炭素の削減、ごみ処理単価の削減につながるため
周辺地域住宅・事業所数	一定距離範囲内の住宅・事業所数(候補地から500m以内)	周辺地域の住宅・事業所数は、地域の生活環境への影響度合いに関係するため
景 観	周辺景観への影響	事業にあたり周辺の自然や土地利用に及ぼす景観上の影響に配慮が必要なため

(3) 防災性

評価項目	評価基準	設定理由
地 勢	現状の主な土地利用状況	現状の土地利用状況と開発後の土地利用との差異は雨水の流出に影響を与えるため
	敷地造成に係る切土・盛土量	現状の地形の改変度合いは、防災面に関係するため
防災区域	近隣地域における防災関係法令区域指定の有無	近隣地域の災害により交通アクセス、ライフライン等に影響を与え、一時的に施設運営に支障を生ずる恐れがあるため
地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化の危険度	大規模地震の発生時、斜面崩壊、地すべり、液状化による施設への被害が想定されるため
危険施設	近隣地域における危険施設の有無	施設及び近隣地域の危険施設における事故発生時、相互に被害が想定されるため

(4) 経済性

評価項目	評価基準	設定理由
発掘調査	埋蔵文化財の発掘調査規模	遺跡等の有無により保全の必要性など、事業スケジュール・事業費へ影響があるため
敷地造成コスト ・敷地造成 ・取付道路 ・付帯工事	敷地造成工事 概算費用	工事難易度、施工性の良否は、工事費の縮減、工事期間の短縮、敷地の安全性の高さにつながるため
	取付道路工事 概算費用	取付道路の改良度合いは、工事費の縮減、工事期間の短縮につながるため
	付帯工事 概算費用	排水路改修等付帯工事の有無により工事費の縮減、工事期間の短縮につながるため
ライフライン コスト ・水 ・電力	給水工事 概算費用	水・電力の確保の容易性は、工事費の縮減につながるため
	電気供給工事 概算費用	
用地取得	用地取得概算費用の多寡	用地取得費の多寡は事業費に影響するため

(5) 合意形成

評価項目	評価基準	設定理由
地権者	地権者数の多寡 (取付道路拡幅分を含む)	地権者数(敷地の他、取付道路の拡幅に係る地権者を含む)及び解除が必要な登記上の権利数はその多寡が、事業スケジュールに関係するため
	権利解除の難易度 (抵当権、相続等の有無)	
地元の合意形成過程	候補地応募について 地元住民への周知度	地元の合意形成の熟度は、事業成立の基本であるとともに、事業スケジュールに影響を与えるため
	候補地応募について 住民意見の集約方法	
	周辺地域への周知	
他市町との協議	他市町の同意取得	都市計画決定手続きにおける他市町への協議等の有無は、事業スケジュールに影響を与えるため

◆ 記述評価【合意形成】

資格判定結果で「適」と判定された候補地について、合意形成の視点に基づき、定性的な評価を記述により行うため、評価項目及び評価基準を設定しました。

評価項目	評価基準	設定理由
地元の理解度 協力度	ごみ焼却施設に対する理解度、 受入れの姿勢	地元の理解及び協力の度合いの高さは事業成立の基本であるとともに、事業スケジュールに影響を与えるため
評価方法		
応募経過調査書、応募申請者へのヒアリング・意見交換から、「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」を記述により評価する。		

4-3-2 配点（重み付け）

◆ 評価基準ごとの配点（重み付け）

評価基準ごとの配点は3点とし、特に重視すべき評価の配点は最高5点としました。

敷地造成コスト、ライフラインコストの評価項目は、総コストを比較する視点の面から、5つの評価基準を合計し、最高10点としました。

◆ 視点区分ごとの配点（重み付け）

視点区分ごとの配点(重み付け)は、施設として重視すべき視点の面から、土地利用10点、環境保全20点、防災性20点、経済性20点、合意形成30点で合計100点とし、評価基準ごとの配点合計と一致しない視点区分は点数補正を行いました。

◆ 点数評価の配点（重み付け）

視点区分	配点 (重み付け)	評価項目	評価基準	配点
土地利用	10点 (補正係数 : 10/14)	地質	地質図等の分析により地盤改良等、 特殊基礎工事の必要性を判断	5
		許認可等	都市計画区域 用途地域指定の有無	3
			農業振興地域 農用地区域指定の有無	3
			その他法令に係る許認可等の有無	3
環境保全	20点 (補正係数 : 20/27)	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離	5
			敷地内における湧水所在の有無	5
		希少動植物	希少動植物の現地踏査状況	5
		幹線道路	幹線道路の整備状況	3
		運搬距離	平均運搬距離	3
		周辺地域住宅 ・事業所数	一定距離範囲内の住宅・事業所数	3
		景観	周辺景観への影響	3
防災性	20点 (補正係数 : 20/21)	地勢	現状の主な土地利用状況	3
			敷地造成に係る切土・盛土量	3
		防災区域	近隣地域における防災関係法令区域 指定の有無	5
		地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、 液状化の危険度	5
		危険施設	近隣地域における危険施設の有無	5
経済性	20点 (補正係数 : 20/16)	発掘調査	埋蔵文化財の発掘調査規模	3
		敷地造成コスト ・敷地造成 ・取付道路 ・付帯工事	敷地造成工事 概算費用 取付道路工事 概算費用 付帯工事 概算費用	10
			ライフラインコスト ・水、電力	
		用地取得	用地取得概算費用の多寡	3
合意形成	30点 (補正係数 : 30/24)	地権者	地権者数の多寡	3
			権利解除の難易度	3
		地元の 合意形成過程	候補地応募 地元住民への周知度	5
			候補地応募 住民意見の集約方法	5
			周辺地域への周知	5
他市町との協議	他市町の同意取得	3		
合計	100点			

4-3-3 評価結果

◆ 点数評価

資格判定結果で「適」と判定された2地区の候補地について、19の評価項目及び29の評価基準に基づき、各種資料により点数評価を行った結果、次表のとおり平根地区舟ヶ沢地籍の合計が「82.6点」、内山地区西和田地籍は「75.2点」になりました。

視点区分	評価項目	評価方法	平根地区 舟ヶ沢地籍	内山地区 西和田地籍
土地利用	地質	5：地盤改良等、特殊基礎工事の必要性 無 3：地盤改良等、特殊基礎工事の必要性 小 1：地盤改良等、特殊基礎工事の必要性 大	3	1
	許認可等	3：都市計画区域外 2：都市計画区域内 未線引き 1：都市計画区域内 用途地域	2	2
		3：農業振興地域内 農用地外 2：農業振興地域内 農用地 1：農業振興地域内 農用地 (基盤整備等補助金投入がされている)	3	3
		3：その他法令に係る許認可等 無 2：その他法令に係る許認可等あるが、容易 1：その他法令に係る許認可等あり、長期間を要す	2	3
	合 計		10	9
土 地 利 用 合 計 【 補 正 後 】		7. 1	6. 4	
環境 保全	水源	5：水源地 500m 以内の距離に所在無 3：水源地 500m 以内の距離に所在あり 1：水源地 隣接地に所在あり	5	5
		5：湧水 所在無 3：湧水 所在あり湧出量小（湿地程度） 1：湧水 所在あり湧出量大（池、又は流れあり）	5	3
	希少動植物	候補地周辺における希少動植物の生息・生育 5：現時点では可能性が無い 3：現時点では可能性が低い 1：現時点では可能性が高い	3	3
	幹線道路	3：歩道が両側に整備されている 2：歩道が無い部分があるが、歩行者の通行に支障がない 1：歩道が無い部分があり、歩行者の通行に支障がある	1	3

	運搬距離	平均運搬距離の最も短い候補地を3点とし その他は比例配点 (3点×最も短い平均 運搬距離/平均運搬距離)	2.6	3
	周辺地域 住宅・ 事業所数	住宅・事業所数の最も少ない候補地を3点と し、その他は比例配点 (3点×最も少ない 住宅・事業所数/住宅・事業所数)	3	0.3
	景 観	3: 周辺景観への影響 小 2: 周辺景観への影響 中 1: 周辺景観への影響 大	2	2
	合 計		21.6	19.3
	環 境 保 全 合 計 【 補 正 後 】		1 6 . 0	1 4 . 3
防災性	地 勢	3: 宅地的利用 2: 農地、原野 1: 山林	3	2
		切土量・盛土量の最も少ない候補地を3点と し、その他は比例配点 (3点×最も少ない 切土量・盛土量/切土量・盛土量)	3	2.9
	防災区域	5: 近隣地域に防災関係区域指定 無 3: 近隣地域に防災関係区域指定があるが 迂回路等でアクセスが可能 1: 近隣地域に防災関係区域指定があり、 迂回路が無し	1	3
	地震対策	5: 危険性の低い区域 3: 危険性のやや高い区域 1: 危険性の高い区域	5	5
	危険施設	5: 隣接地に危険施設 無 3: 近隣地域に危険施設があり、 危険性がやや高い 1: 近隣地域に危険施設があり、 危険性が高い	5	5
	合 計		17.0	17.9
	防 災 性 合 計 【 補 正 後 】		1 6 . 2	1 7 . 0
	経済性	発掘調査	3: 埋蔵文化財包蔵地域を含まない 2: 埋蔵文化財包蔵地域を含む (発掘調査の推定規模 小) 1: 埋蔵文化財包蔵地域を含む (発掘調査の推定規模 大)	2

	敷地造成 コスト ・敷地造成 ・取付道路 ・付帯工事	概算費用合計の最も少ない候補地を10点とし その他は比例配点 (10点×最も少ない概算費用/概算費用)	10	9.2
	ライフライン コスト ・水、電力			
	用地取得	取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、価格が最も安い候補地を3点とし、その他は比例配点(3点×最も少ない用地取得概算費用/用地取得概算費用)	1.6	3
	合 計		13.6	13.2
	経 済 性 合 計 【 補 正 後 】		17.0	16.5
合意 形成	地権者	地権者数の最も少ない候補地を3点とし、その他は比例配点 (3点×最も少ない地権者数/地権者数)	3	0.8
		3: 権利解除必要 無 2: 権利解除必要 あり、難易度 小 1: 権利解除必要 あり、難易度 高	2	2
	地元の 合意形成 過程	候補地応募について 地元住民への周知度 5: 各戸への文書配布、又は回覧 3: 区民総会等の場での説明 1: 住民レベルまでの周知はしていない	5	5
		候補地応募について 住民意見の集約方法 5: 住民投票、又はアンケート等全世帯を対象とした意思確認 3: 区民総会等の場での意思確認 1: 区長及び役員等での意思確認	5	3
		周辺地域への周知 5: 関係する地域の住民レベルまで周知がされている 3: 区長、役員に周知がされている 1: 周辺地域には周知がされていない	5	3
	他市町 との協議	3: 同意取得に関する特段の課題 無 1: 同意取得に関する特段の課題 あり	1	3
	合 計		21.0	16.8
	合 意 形 成 合 計 【 補 正 後 】		26.3	21.0
点 数 評 価 合 計 【 補 正 後 】		82.6	75.2	

◆ 記述評価

資格判定結果で「適」と判定された2地区の候補地について、合意形成の定性的な評価を記述により行いました。

その結果、次表のとおり、今後の合意形成の見込みの指標とした「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」は、「平根地区舟ヶ沢地籍」が「内山地区西和田地籍」を上回っていると評価しました。

平根地区舟ヶ沢地籍	内山地区西和田地籍
<ul style="list-style-type: none"> 平根地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、専門講師を招いての学習会、先進施設の見学などの活動を通じて、理解を深めるための取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 内山地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、具体的な点は候補地として決定した段階で、住民に説明していくとの方針である。
<ul style="list-style-type: none"> 建設候補地の応募に際して、住民への周知は地元である横根区だけでなく、周辺の上平尾区、下平尾区、紅雲台区を含め、各戸への文書配布により周知に努めるとともに、住民の意思確認は全戸を対象に「新ごみ焼却施設の誘致」としたアンケートを実施するなど、広く綿密に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設候補地の応募に際して、住民への周知は応募することに関し了解を求めることを主な内容とする文書の回覧により行っているが、住民の意思確認は区総会の議決により行われた、地元である松井区以外は、各区の判断で区総会、常会の開催、電話などによっており、ばらつきが見られる。
<ul style="list-style-type: none"> 平根地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興案を掲げ、明確な目的意識を持って取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 内山地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興等を掲げているが、その内容は、まだ地区全体の中で固まっていない。
<ul style="list-style-type: none"> 平根地区は、これまで二度にわたり、市の一般廃棄物最終処分場（うな沢最終処分場、第2最終処分場）を受入れてきた実績や、佐久平パーキングエリアなど、公共施設整備に対する前向きな検討姿勢が伺える。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元である松井区は、候補地がかつては耕作地であったが、現在、荒廃化しているため、土地の有効活用を望んでいる。
記 述 評 価 結 果	
<p>上記の状況から、今後の合意形成の見込みの指標とした「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」は「平根地区舟ヶ沢地籍」が「内山地区西和田地籍」を上回っていると評価する。</p>	

◆ 総合評価

平根地区舟ヶ沢地籍、内山地区西和田地籍の2地区の候補地について、点数評価に加え、記述評価を行い、総合評価を行った結果、次表のとおり新ごみ焼却施設の建設候補地は「平根地区舟ヶ沢地籍」を第1順位、「内山地区西和田地籍」を第2順位と評価しました。

候補地名	平根地区舟ヶ沢地籍		内山地区西和田地籍	
点数評価	土地利用	7.1	土地利用	6.4
	環境保全	16.0	環境保全	14.3
	防災性	16.2	防災性	17.0
	経済性	17.0	経済性	16.5
	合意形成	26.3	合意形成	21.0
	合計(点)	82.6	合計(点)	75.2
記述評価	今後の合意形成の見込みの指標とした「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」は、「平根地区舟ヶ沢地籍」が「内山地区西和田地籍」を上回っていると評価する。			
総合評価	新ごみ焼却施設建設候補地の適性評価は、点数付けによる評価に加え、合意形成の定性的な評価を記述により行い、総合的に評価が高い候補地を上位とした。			
	第1順位		第2順位	